

事務局用

No.54

平成11年3月25日 発行



千環協ニュース

— 主な内容 —

1. 新春講演会・賀詞交歓会
2. パネルディスカッションと講演会報告
3. 理 事 会 報 告
4. 会 員 名 簿

千葉県環境計量協会

Chiba Prefectural
Environmental Measurement Association

目 次

1. 新春講演会・賀詞交歓会

年頭挨拶 ----- 会長 名取 昭平 ----- 1

祝辞 ----- 千葉県計量検定所 次長 森安 地涌一 ----- 3

第一講演 「環境ホルモン対策について」 ----- 5

千葉県環境部環境調整課 副主査 堀津 誠

第二講演 「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例及び
千葉県環境保全条例施行規則の一部改正について」 ----- 15

千葉県環境部水質保全課 副主幹 鈴木 真人

2. パネルディスカッションと講演会報告 ----- 62

3. 理事会報告 ----- 63

4. 会員名簿 ----- 65



年頭に当たって

会 長

名 取 昭 平

皆様新年明けましておめでとうございます。

ただ今ご紹介頂きました、当協会の会長を努めさせて頂いております、名取と申します。主催者を代表致しまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日はご多忙の中、私どもの顧問をお願い致しております、参議院議員の岩瀬良三先生はじめ、県商工労働部保安課 齊藤主幹様、県計量検定所 森安次長様、江澤様、県廃棄物情報技術センター様、千葉市環境保全部様、千葉市環境保健研究所様、市原市環境管理課様、木更津市環境保全課様、船橋市環境保全課様、薬剤師会検査センター様、環境財団様、並びに千環協歴代会長様他、多数のご来賓のご臨席を賜り、また、多数の会員のご参加を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

また、お忙しい中、本講演会の講師を快くお引受け頂きました、千葉県環境部環境調整課の堀津副主査様、並びに同じく県環境部水質保全課の鈴木副主幹様には、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は「トラ年」のトラの名にふさわしいと申しますか、色々なことがあった、大変な年ではなかったかと思えます。毒物カレー事件では、その詳細が明らかになるにつれ、この様なことを起こす者がいるのだ、という存在自体に驚かされ、関連して、シアン・亜砒酸の毒物の問題では、我々の業界へも管理状況の立入り調査がありました。また更にその後の「アジ化ナトリウム」では、我々はピンと来たのですが、その使用用途としての「水質分析」が新聞紙上に紹介され、思わぬところで脚光を浴びたりも致しました。また、経済面では、いわゆる平成大不況が現在進行形で底なしの様相を呈しており、暗い陰を落とした散々な年ではなかったかと思えます。

この経済面では、特に昨年は、「国際化」とはどのようなことなのか、勉強させられた年ではなかったかと存じます。「ヘッジファンド」に代表される様な、インターネットを介して、瞬時に巨額のマネーを動かして巨利を得ている実態も明らかになり、その額が実態経済の数倍にも及び、1国の経済をも揺るがす事態を引き起こしているとのことであります。そして、ヘッジファンドの例では、ほんの一握りの勝ち組と、大多数の負け組に分かれると言う、これが、「ルールなき資本主義」での国際競争の現実という一面を、学んだ年でもありました。

我々の業界でも、ISO/IECガイド25に基づく試験所認定制度につきまして、先日、日本化学試験所認定機構（JCLA）の認定説明会が開催されまして、いよいよ国際化がスタート致しました。各社の、国際化に対する戦略が問われることとなるものと思います。

その戦略の例として、激烈な競争に打ち勝っている某電気メーカーの例では、21世紀に向けて、現在の技術者のハード/ソフトの比率を、中途採用・社内技術者の転換教育等で逆転させ、実に、7割をソフト技術者にしていく等、国際競争に引き続き勝ち抜くべく、諸施策を展開しているとのことでもあります。

我々も、「測定分析」と言う、いわばハードだけでは今後延ばすことは難しいかと思えます。いかにソフトを付けて付加価値を高め、さらにシステムに育て上げて、より大きなマーケットを取っていくかが、今後の国際競争に打ち勝っていくポイントではないかと思えます。

その21世紀もあと2年となりました。来るべき21世紀は、「情報」「環境」「生命科学」の時代とも言われております。我々も関係してます、「環境」が3本柱の1つに挙げられており、大いに発展するチャンスに恵まれている、とも言えます。当千環協は、「環境計量証明事業」ということでの繋がりではありますが、その実態は様々な業種の集まりでもあり、いわば異業種交流の一面もありますので、当協会活動を通じて、環境分野での新たなベンチャーが生まれる可能性もあろうかと存じます。

国際化の流れで、当協会も大きく変貌して行くものと思えますが、今後とも協会活動へのご協力をお願い致しまして、年頭のご挨拶のまとめとさせていただきます。

本日はご多数のご参加を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

[1999年2月5日 新春講演会・賀詞交歓会]



平成11年千葉県環境計量協会賀詞交歓会のご挨拶

千葉県計量検定所

次 長 森 安 地 湧 一

会員の皆様明けましておめでとうございます。

平成11年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃、千葉県環境計量協会の皆様には県の計量行政に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の景気動向では、回復のテンポが停滞状態と言われている中、当協議会におかれましては事業活動に欠かせない測定分析・技術の向上など経営基盤の充実を図られ、実績の向上に邁進していることと存じます。

1 昨年、大気汚染防止法が改正され、ダイオキシン類が指定物質になり、対象施設に対しても規制がかかるようになり、対象物質の種類も210種と多く、分析機器の高精度化と分析者の熟練度が要求され、精度確保が大きなカギと思われまます。

このような状況の中で計量証明事業を行う者は、迅速かつ正確な情報を提供するという責任の重い業務を担うことになると思われまます。

現在の計量制度を取り巻く環境は、国際化、技術の向上を背景に自主検定制度等が創設され、さらに規制緩和、地方分権等と大きく変わろうとしているところから、計量制度のあり方について検討を行ってまいりました。本年はそれらの関連法案の国会提出等具体策が示されることとなりますので、会員の皆様には対応について更なるご協力をお願いすると思われまます。

さて、県では、昨年11月に新しい産業の創造やベンチャー企業等の育成、企業の経営・技術水準のレベルアップ支援等、幅広く県内企業を支援することを目的に、「東葛テクノプラザ」を開所いたしました。

また、東京湾アクアラインが開通し1年が経過し、本県の発展の可能性が飛躍的に高まりました。このアクアライン効果を県全域に波及させるため、首都圏中央連絡自動車道等の整備をはじめ、総合的な地域づくりに取り組み均等ある地域の発展を図ってまいります。

最後に、千葉県環境計量協会の益々のご発展と会員皆様方の御繁栄と御健勝を祈念致しまして挨拶と致します。

新春講演会・賀詞交歓会

平成10年度の新春講演会、並びに賀詞交歓会は、平成11年2月5日(金)プラザ菜の花において会員37社68名、他県より9社9名を迎え盛大に開催されました。ここにその報告と講演の趣旨を掲載します。

1. 来賓 (順不同)

講師

所 属 職 名	氏 名
第1講演 千葉県環境部環境調整課 副主査	堀 津 誠 様
第2講演 千葉県環境部水質保全課 副主幹	鈴 木 眞 人 様

県・市町村・その他

所 属 職 名	氏 名
千葉県商工労働部保安課 主幹	斉 藤 博 之 様
千葉県廃棄物情報技術センター 所長	松 浦 章 良 様
千葉市環境保全部 部長	齊 藤 眞 様
千葉市環境保健研究所 所長	長谷川 修 司 様
千葉市環境保全部大気保全課長	勝 畑 喜 雄 様
千葉市環境保全部水質保全課 主幹	大 塚 保 孝 様
千葉市環境保全部水質保全課 技師	菊 地 卓 郎 様
船橋市環境部環境保全課	田 村 浩 伸 様
木更津市環境保全課	高 橋 克 典 様
袖ヶ浦市環境保全課	大 野 正 彦 様
(財)千葉県薬剤師会検査センター	真 下 晃 様
(財)千葉県環境財団	横 堀 晴 彦 様
参議院議員	岩 瀬 良 三 様
千葉県計量検定所 次長	森安地 湧 一 様
千葉県計量検定所 指導課	江 澤 昌 夫 様
千環協 初代会長	前 沢 辰 雄 様
千環協第2代会長	栗 山 晃 太 郎 様
千環協第4代会長	後 藤 一 郎 様
千環協第6代会長	加 藤 元 彦 様
千環協第7代会長	中 村 豊 様

(2) 人 と 自 然 が 共 生 す る 環 境 づ く り	事 業 名	概 要	事 業 量 等
	[a. 環境] ③ 環境汚染の防止 ア. 中小企業環境保全施設整備 資金 (環境調整課)	中小企業者又は組合が環境保全 施設の設置等の事業を行う場合に、 長期かつ低利の融資及び利子補給を 実施する。 融資期間 7年又は10年以内 融資利率 2.5% 利子補給率 1.4%	予算額 252,671千円
	事 業 名	概 要	事 業 量 等
	[a. 環境] ③ 環境汚染の防止 イ. 新産業環境保全総合対策事 業 (環境調整課)	「千葉県化学物質環境管理指針」 の定める重点化学物質のうち、取扱 量等の多い物質について、汚染・排 出の実態を踏まえ、総合的な対応策 等を検討する。	予算額 13,775千円
	事 業 名	概 要	事 業 量 等
	[a. 環境] ③ 環境汚染の防止 ㊦ウ. 環境ホルモン総合対策事業 (環境調整課)	近年問題となっている環境ホルモ ン (外因性内分泌攪乱化学物質) に ついて、県内における総合的な実態 調査を行う。	予算額 27,600千円

(2) 人 と 自 然 が 共 生 す る 環 境 づ く り	事 業 名	概 要	事 業 量 等
	[a. 環境] ③ 環境汚染の防止 エ. ダイオキシン類対策事業 ・ダイオキシン類調査・研究事業 (大気保全課) (水質保全課) (生活環境課)	ダイオキシン類問題に対処するため、大気・水質等一般環境の監視を行うとともに、廃棄物焼却施設における適切な燃焼管理条件等に関する調査研究を行う。	予算額 31,940千円
	事 業 名	概 要	事 業 量 等
	[a. 環境] ③ 環境汚染の防止 エ. ダイオキシン類対策事業 ・ダイオキシン緊急対策事業補助 (生活環境課)	平成9年度にダイオキシン緊急対策事業として国庫補助採択された市町村の一般廃棄物処理施設整備事業に充当された地方債の元利償還金に対し補助をする。 補助対象 1. 銚子市 2. 鴨川市 3. 御宿町	予算額 6,701千円
事 業 名	概 要	事 業 量 等	
[a. 環境] ③ 環境汚染の防止 エ. ダイオキシン類対策事業 ㊦・ブロック別ごみ処理広域化計画策定事業補助 (生活環境課)	広域的なごみ処理施設の整備を促進するため、市町村等が実施するブロック別ごみ処理施設の広域化計画策定経費に対して補助する。 補助率 1/2	予算額 25,000千円	

平成11年度環境ホルモン関係予算案について

		単位：百万円	11当初	10補正	10当初
環	環境ホルモン対策の推進		1,609	5,031	53
	「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」推進事業*		790		0
	内分泌攪乱作用を有する可能性のある農薬の生殖毒性調査（推進事業の内数）		120		
境	内分泌攪乱化学物質健康影響等調査**		266		53
	内分泌攪乱化学物質総合対策研究費（国環研）		362		0
	環境ホルモン緊急全国一斉調査			1,006	
	環境ホルモン総合研究棟の建設			4,025	
<p>*は、内分泌攪乱化学物質の有害性等についての情報収集及び動物実験、暴露量等の推定及びリスク評価、スクリーニング手法の検討</p> <p>**は、人の健康影響、生態影響に関する調査研究、実験動物による調査研究、環境汚染状況についての追跡調査</p>					
厚生省	内分泌かく乱化学物質健康確保対策基盤整備費（データベースの開発）		101		
	内分泌かく乱化学物質総合対策研究		750		

国の平成11年度DXN関係予算案について

		単位：百万円	11当初	10補正	10当初
環 境 庁	D X N 対策の強化		2,354	4,440	307
	D X N 類総合調査等	*	508	2,317	307
	D X N 類リスク再評価調査研究事業		660		
	D X N 類汚染土壌浄化技術等緊急実証調査		500		
	地方公共団体 D X N 類分析体制整備		560	300	
	有害大気汚染物質監視費補助の一部		119		
	D X N 類環境モニタリング研修費		7	** 323	
	D X N 類対策促進のための環境事業団への出資			1,500	
<p>*は総合モニタリング調査 6ブロック×3地域（発生源周辺、大都市、中小都市）×2地点</p> <p>**は研修施設整備</p>					
厚 生 省	食品中の D X N 類汚染実態調査事業		12		
	D X N 類早期削減のためごみ焼却施設整備に対する財		137,337		
	政支援の充実（新規）				
	D X N 類総合対策研究の推進		1,875		
	廃棄物焼却施設にかかるDXN 類データ管理システムの構築		23		
	産業廃棄物焼却施設DXN 類抑制技術検討費		36		
火葬場におけるDXN 類発生抑制指針作成費		2			

3 環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）とは

- ・ 一般的には、生物の発育や代謝に重要な役割を果たすホルモン系のバランスを乱し、生殖の異常（男性精液の質の低下、生殖器の発育異常等）の増加、乳がんの増加、アレルギー等を引き起こす作用を持つ化学物質と言われている。
- ・ 環境ホルモンとして疑われている物質としては、PCB、有機スズ、ダイオキシン、ビスフェノールA、フタル酸ジブチルなど、環境庁において約70種類をリストアップしており、それらの物質の用途は、農薬、殺虫剤、除草剤、プラスチックの原料・添加剤、電気の絶縁体など多岐にわたる。
- ・ 生態系や人が、これらの物質にどの程度暴露され、どの程度の暴露でどのような影響が生じるか等の関係は明らかになっていない。
- ・ 従来の考え方で、それ以上の低濃度では影響が出ないと思われる値（閾値）未満でも、内分泌攪乱作用については影響が出ると指摘する学者もいる。（逆U字現象）

4 国における取り組み状況

(1) 関係省庁内分泌攪乱物質問題情報交換会

平成9年1月に設置 事務局：環境庁

構成：厚生省（人体影響）、労働省（労働者の保護）、通商産業省（産業活動）、農林水産省（農薬使用）、環境庁（環境保全）、建設省（河川）、科学技術庁、文部省、運輸省

(2) 環境庁

9年3月 「外因性内分泌攪乱化学物質問題に関する研究班」設置

9年7月 研究班の中間報告書の公表

10年5月 環境庁の対応方針「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」発表

10年6月 「内分泌攪乱化学物質問題検討会」設置

10年7月～ 補正予算による緊急全国一斉調査の実施

(3) 厚生省

10年4月～「内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会」設置

11年11月 同検討会中間報告書の公表

平成8年度から国立医薬品食品衛生研究所等において研究を開始

している。

平成10年度から14年度までを目途に、人への健康影響に係る調査研究（健康影響調査、作用メカニズム解明、試験方法や評価方法の検討等）を推進していく予定。

(4) 建設省

全国の一級河川を対象に実態調査を実施中。7～8月に全国109水系256地点において、9物質を対象に今年度の前期調査を実施しており、5物質が全国の25%以上の地点で検出されている。

本県では利根川及び江戸川で、フタル酸ジ2エチルヘキシル（プラスチックの可塑剤）、ビスフェノールAなどが検出されている。

(5) 農林水産省

10年度から3か年で、環境ホルモン作用を持つ農薬を判別する技術の確立と、障害を引き起こす仕組みを解明する研究に着手する。

水産庁は、平成10年2月に「環境ホルモン」影響調査検討会を設置。

環境ホルモンの水域生態系への影響等の現状、今後実施すべき調査等について整理する。

(6) 通産省

平成8年度に、（社）日本化学工業協会に調査委託し現在の知見を報告書に取り纏めており、有機スズ化合物による巻き貝の雌化など若干の例外を除き、緊急に対策を講ずべき事態は生じていないと結論している。引き続き検討を実施中。

(7) 国際的な取り組みとしては、日本を含む「主要8か国環境担当閣僚会議」（97年5月）で各国が協力して調査・研究していくことで合意。

O E C Dでは加盟各国で協議しながら試験方法の検討等実施中。

(8) 科学技術庁所管の科学技術振興調整費により、国立試験研究機関、大学、民間研究機関が共同で、総合的な研究（健康影響調査、作用メカニズム解明、試験方法や評価方法の検討等）を10年度から3か年で実施していく予定。

5 「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について」の概要
(環境ホルモン戦略計画SPEED'98) 平成10年5月作成

(Strategic Programs on Environmental Endocrine Disruptors'98)

これまでの規制措置及び環境モニタリングは内分泌攪乱作用という観点が特別に考慮されたものではない。

後世代に安全な環境を確保することを目指し、科学的知見の向上を図りつつ、リスクを総合的に評価し、それに基づいて有効な対策を策定することを基本とする。

- (1) 行政機関－学術研究機関－民間団体の連携のもとに調査・研究を推進
 - ア) 環境汚染状況及び環境への負荷源の把握
 - イ) 野生動物への影響実態調査の推進 など
- (2) 国際的な調査研究協力及び情報ネットワークを強化すること
- (3) 化学物質による汚染の防止対策の再点検を進めること
- (4) 関係する行政分野との密接な連携を確保すること

6 内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会中間報告書の概要

内分泌かく乱化学物質問題は、多くの不確実さが存在していること、国境を越えた問題であること、世代を超えた問題になり得ることを踏まえ、具体的な対応方針として、以下の項目を推進することとしている。

- ① 内分泌かく乱作用が懸念指摘されている物質の危険性の評価の実施
- ② その他の化学物質のスクリーニング、危険性の評価
- ③ 食品や食品容器包装、玩具等からの暴露に関する調査研究
- ④ 毒性に関する調査研究・疫学調査
- ⑤ 調査研究体制の整備（統合的枠組みの構築、人材育成、機器整備等）
- ⑥ データベースを核とした情報管理、情報提供システムの整備（リスクコミュニケーションの推進）
- ⑦ 国際協力の推進（WHO、OECD、米国等との連携）

7 ダイオキシン類等問題連絡会議（会長：環境部技監）

（１）設 立 平成９年６月（平成１０年５月から現在の名称とし、
環境ホルモンも情報交換の対象とした。）

（２）構成課 ２６課（企画、社会、衛生、環境、農林、水産、土木、
土木、都市、教育庁、水道局の関係課）

（３）目 的 関係各課が迅速な情報の交換、施策の検討等を行い、
総合的なダイオキシン類等対策の実施に資する。

8 環境庁の環境ホルモン緊急全国一斉調査の県内の調査地点等

H10.11現在

	水質等 (農薬) 5地点	水質等 (農薬以外) 5地点	大気 3地点
市原市	養老川(浅井橋)	養老川(浅井橋)	姉崎測定局舎 (工業地域)
夷隅町	夷隅川(荻谷橋)	夷隅川(荻谷橋)	—
勝浦市	—	—	小羽戸測定局舎 (郊外)
我孫子市	手賀沼(手賀沼中 央)	手賀沼(手賀沼中 央)	—
佐倉市	印旛沼(上水道取 水口下)	印旛沼(上水道取 水口下)	江原新田測定局舎 (住居地域)
銚子市	銚子沖(海)	—	—
浦安市	—	浦安沖(東京湾1)	—

- ・水質等とは、水質の他、一部地点で、底質、水生生物も調査
- ・さらに、農薬以外では、重点水域調査として、河川6地点、海域5地点で水質を調査。
- ・他に、土壌で2地点（市原市及び我孫子市）

9 環境庁一斉調査の県内地点での測定結果について

農薬以外の55物質のうち、県内各地点で検出された物質は以下のとおり

単位：μg/ℓ

	養老川	夷隅川	手賀沼	印旛沼	浦安沖	下限界
4-tert-ブチルフェノール	0.72	ND	0.03	0.06	ND	0.01
4-n-ブチルフェノール	ND	ND	0.02	ND	ND	0.01
ノニルフェノール	0.22	0.19	0.59	0.84	0.59	0.05
4-tert-オクチルフェノール	0.05	0.03	0.05	0.08	0.07	0.01
ビスフェノールA	0.04	0.02	0.02	0.01	0.03	0.01
フタル酸ジイソブチル	ND	0.2	0.2	0.2	ND	0.1
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	0.8	ND	ND	0.7	0.3
スチレンモノマー	ND	ND	ND	ND	0.01	0.01

注) 「下限界」は、「検出下限界」のこと。

「ND」は不検出。

4-tert-ブチルフェノールの養老川(浅井橋)は、全国最高濃度。

10 建設省調査の県内地点の測定結果について

単位：μg/ℓ

地点No.	58	59	85	86	87	88	89
フタル酸ジ-n-ブチル	tr	ND	tr	tr	tr	tr	tr
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	ND	1.8	2.3	1.9	3.8	4.1
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	tr
4-tert-オクチルフェノール	ND	ND	tr	ND	ND	ND	ND
ビスフェノールA	tr	tr	0.11	0.04	0.06	0.04	0.25

注) ・地点No.の58、59は利根川、85～89は江戸川の地点である。

・trは、検出下限値以上、定量下限値未満。

11 環境庁の環境ホルモン緊急全国一斉調査の概要

(1) 予算額 約10億円

(2) 環境汚染状況調査 約240か所

内分泌攪乱作用が疑われている約70物質を中心に、水、大気等の環境媒体の汚染状況の全国的調査

(3) 野生生物の病理的調査

ほ乳類、鳥類：約150頭

両生類、魚類等：約150匹

(4) 発生源調査

- 工場、事業場等の300発生源において、排出源、排出量及び濃度、摂取経路別の摂取量の把握
- (5) 調査結果のデータベース作成

12 水質保全研究所による水質の調査

平成10年度

- (1) 実施時期 10年10月～11年1月(現在分析中)
- (2) 対象物質 ビスフェノールA、フタル酸エステル類(プラスチックの可塑剤)など18物質
- (3) 調査地点 印旛沼上水道取水口、河川、東京湾など公共用水域の32地点の水質

平成11年度予定

主として農薬系(29物質)について、県内の公共用水域10～20地点の底質を測定。

[第二講演] 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び
千葉県環境保全条例施行規則の一部改正について」

千葉県環境部水質保全課
副主幹 鈴木 真人

1 趣旨

(1) 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乘せ条例）の一部改正について
水質汚濁防止法では、同法に定める排水基準によっては、水質の保全を図ることが十分でないと思われる区域について、都道府県がより厳しい排水基準を条例（上乘せ条例）で定めることができるとされており、本県では、昭和46年12月に上乘せ条例を制定して以来、公共用水域の水質改善を図るため逐次改正を行いながら運用してきた。

今回、水質汚濁に係る環境基準の達成状況が低い東京湾、印旛沼及び手賀沼の水質汚濁防止対策の推進のため、当該流域を中心に上乘せ条例の一部改正を行った。

(2) 千葉県環境保全条例施行規則の一部改正について

(1) を補完するため、印旛沼及び手賀沼流域について施行規則の一部改正を行った。

2 改正内容

(1) 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乘せ条例）の一部改正について

① 東京湾流域の特定事業場に対する窒素・磷の排水基準の設定について

☆ 東京湾の富栄養化対策のため、上乘せ条例の排水基準（現行は排水量30m³/日以上の特​​定事業場に対しBOD、COD、SS等を適用）に窒素含有量と磷含有量を加え、規制の強化を図った。

なお、この排水基準は、東京湾の富栄養化対策として、七都県市が昭和57年から協調して取り組んできた『東京湾富栄養化対策指導指針』に定める水質管理目標値を基本として設定したものであり、東京都及び神奈川県と整合を図りながら設定した指導基準を、法に基づく排水基準とし、実効性を高めるものである。

また、排水処理技術が確立されていないなど適正な排水処理を行うまでに更に時間を要する業種については、期限を定めて暫定基準を設定した。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 排水基準：既存と新規別、業種又は施設別、排水量別に設定。（別表1）2 既設対策：改善のための経過措置期間（排水量50m³/日以上の特​​定事業場は施行日から6か月間、30m³/日以上50m³/日未満の特​​定事業場は1年間）、業種又は施設によって暫定基準（別表2、経過措置期間後平成16年3月31日までの間に適用）を設定。 |
|---|

② 印旛沼、手賀沼流域の小規模事業場に対する排水基準の設定について

☆ 印旛沼、手賀沼の流入汚濁負荷の削減のため、上乗せ条例の規制対象（現行は、排水量30m³/日以上の特定期事業場）に小規模（排水量10～30m³/日）な特定期事業場を加え、BOD、COD、SS、窒素含有量、リン含有量等について規制の強化を図った。

なお、小規模事業場が対象であるため、基準適用事業場に暫定基準を設定した。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 排水基準：既存と新規別、業種又は施設別に設定。（別表3）2 既設対策：改善のための経過措置期間（施行日から1年間）、暫定基準（別表4、経過措置期間後、平成14年3月31日までの間に適用）を設定 |
|---|

③ その他

☆ 政令の改正等に伴う特定施設の追加と排水基準の変更を行った。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 <u>常陸利根川、印旛沼及び手賀沼におけるみなし浄化槽に係る許容限度の強化</u>
☆ 湖沼水質保全特別措置法の特定施設のうち、みなし浄化槽（201～500人槽）の処理能力の向上に伴い、新設の基準の強化を図った。
(排水量30m³/日以上の新設：窒素30⇒20mg/ℓ、リン4⇒2mg/ℓ)2 <u>特定施設の範囲の拡大に伴う上乗せ基準の設定</u>
☆ 水質汚濁防止法施行令の改正に伴い特定施設を追加した。
① 廃棄物焼却施設、② PCB処理施設3 <u>畜産関係排水処理施設に係る上乗せ基準の見直し</u>
☆ 畜産関係排水処理施設の基準について畜産農業等との整合を図った。 |
|--|

(2) 千葉県環境保全条例施行規則の一部改正について

☆ (1) の②の印旛沼、手賀沼流域の小規模事業場対策に付帯して、千葉県環境保全条例の排水基準が適用される特定事業場の規模を、現行の排水量 $30\text{ m}^3/\text{日}$ 以上から $10\text{ m}^3/\text{日}$ 以上に引き下げるとともに、特定施設について、水質汚濁防止法の特定施設の規模要件に満たない「飲食店等のちゅう房施設」を新たに追加し、規制の強化を図った。

なお、飲食店等が対象であるため、基準適用飲食店等に暫定基準を設定した。

- 1 追加特定施設：水質汚濁防止法の特定施設の規模要件未滿で総床面積 100 m^2 以上の飲食店等に設置されるちゅう房施設
- 2 排水基準：①『飲食店等のちゅう房施設』を設置する特定事業場については、排水量 $10\text{ m}^3/\text{日}$ 以上の事業場に適用。
②『空き缶再生業の用に供する洗浄施設』など現行の規則に掲げられている特定施設を設置する特定事業場については、排水量 $30\text{ m}^3/\text{日}$ 以上の事業場は現行のとおりとし、 $10\text{ m}^3/\text{日}$ 以上 $30\text{ m}^3/\text{日}$ 未滿の事業場に適用される排水基準を新たに設定。
(別表5)
- 3 既設対策：改善のための経過措置期間（施行日から1年間）、暫定基準（別表6、経過措置期間後、平成14年3月31日までの間に適用）を設定

3 施行日 平成11年4月1日

別表1 東京湾流域の特定事業場に適用される窒素含有量・炭含有量の排水基準

単位：mg/l

項目	業種又は施設		許 容 限 度	
			「既存」 平成11年4月 1日前に特定施 設を設置し、又 は特定施設の設 置の工事に着手 した特定事業場	「新規」 平成11年4月 1日以降特定 事業場となつた もの
窒素含 有量	畜産関係特定施設		120	120
	食料品製造業	排水量が500㎡未満のもの	40	25
		排水量が500㎡以上のもの	20	20
	化学工業	排水量が500㎡未満のもの	30	16
		排水量が500㎡以上のもの	20	16
	鉄鋼業	排水量が500㎡未満のもの	30	16
		排水量が500㎡以上のもの	20	16
	金属製品製造業、酸又は アルカリによる表面処理 施設及び電気めつき施設	排水量が500㎡未満のもの	40	25
		排水量が500㎡以上のもの	30	20
	その他の製造業及び全 製造業に係る特定事業場 から排出される水の処理 施設	排水量が500㎡未満のもの	40	20
		排水量が500㎡以上のもの	20	16
	指定浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	70	20
		し尿等のみを処理するもの	120	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	70	20
		し尿等のみを処理するもの	120	
	し尿処理施設	し尿浄化槽以外のもの		20
し尿浄化槽		し尿等のみを処理するもの 以外のもの	50	20
		し尿等のみを処理するもの	120	
下水道終末処理施設		30	20	
その他の業種又は施設		50	30	

燃含有量	畜産関係特定施設		16	16	
	食料品製造業	排水量が500m ³ 未満のもの	6	3	
		排水量が500m ³ 以上のもの	4	2	
	化学工業	排水量が500m ³ 未満のもの	4	2	
		排水量が500m ³ 以上のもの	2	1	
	鉄鋼業	排水量が500m ³ 未満のもの	4	1.5	
		排水量が500m ³ 以上のもの	2	1	
	金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び電気めつき施設	排水量が500m ³ 未満のもの	4	1.5	
		排水量が500m ³ 以上のもの	2	1	
	その他の製造業及び全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設	排水量が500m ³ 未満のもの	4	2	
		排水量が500m ³ 以上のもの	2	1	
	指定浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	7	2	
		し尿等のみを処理するもの	16		
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	7	2	
		し尿等のみを処理するもの	16		
	し尿処理施設	し尿浄化槽以外のもの		2	2
		し尿浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	6	2
し尿等のみを処理するもの			16		
下水道終末処理施設		4	1		
その他の業種又は施設		6	4		

注 「食料品製造業」とは令別表第1第2号から第10号まで及び第13号から第18号の2までに掲げる業種をいい、「化学工業」とは同表第24号から第50号までに掲げる業種をいい、「鉄鋼業」とは同表第61号に掲げる業種をいい、「金属製品製造業」とは同表第63号に掲げる業種をいい、「その他の製造業」とは同表第11号、第12号、第18号の3、第19号から第23号の2まで、第51号から第58号まで、第62号、第64号、第71号の5及び第71号の6に掲げる業種又は特定施設をいい、「全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設」とは同表第74号に掲げる特定施設（食料品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業又はその他の製造業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。）をいい、「指定浄化槽」とは令第3条の2に定める指定地域特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿のみを処理するもの及びし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第5条第1号に掲げる飲食店営業に係る施設及び栄養改善法第9条の2第1項に規定する集団給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいい、「みなし浄化槽」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第2号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「し尿浄化槽」とは浄化槽法第2条第1号に規定するものをいう。

別表2 東京湾流域の既存事業場に適用される窒素含有量・磷含有量の暫定基準

単位：mg/l

項目	業種又は施設	許容限度
窒素含有量	畜産農業（排水量30m ³ 以上50m ³ 未満のものに限る。）	700
	肉製品製造業	60
	その他の畜産食料品製造業	60
	冷凍水産食品製造業	90
	しょう油・食用アミノ酸製造業	90
	豆腐・油揚げ製造業	60
	冷凍調理食品製造業	60
	その他の無機化学工業製品製造業のうち触媒製造業（排水量30m ³ 以上50m ³ 未満のものに限る。）	1,800
	コークス製造業	90
	製鋼を行わない鋼材製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに限る。）	110
	溶融めっき業	90
	電気めっき業	90
	その他の金属表面処理業（アルマイト加工業に限る。）	90
	半導体素子製造業	60
	その他の電子部品製造業	90
	他に分類されない電気機械器具製造業	40
	時計・同部分品製造業（時計側を除く。）	60
	下水道終末処理施設（くみ取便所から収集したし尿又はし尿処理場からの脱離液（浄化槽汚泥の脱離液を除く。）を処理するものに限る。）	60
	下水道終末処理施設（他の下水道終末処理施設の汚泥を処理するものに限る。）	40
	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）	50
特定事業場から排出される水の処理施設（金属熱処理業又はその他の金属表面処理業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。）	90	
特定事業場から排出される水の処理施設（豆腐・油揚げ製造業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。）	40	
特定事業場から排出される水の処理施設（冷凍水産食品製造業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。）	90	

燐含有量	畜産農業（排水量30㎡以上50㎡未満のものに限る。）	100
	肉製品製造業	8
	乳製品製造業	10
	その他の畜産食料品製造業	16
	冷凍水産食品製造業	8
	しょう油・食用アミノ酸製造業	16
	生菓子製造業	12
	豆腐・油揚製造業	10
	あん類製造業	10
	冷凍調理食品製造業	16
	他に分類されない食料品製造業（洗米工程を有するものに限る。）	12
	電気めっき業	8
	その他の金属表面処理業（アルマイト加工業に限る。）	16
	半導体素子製造業	4
	時計・同部分品製造業（時計側を除く。）	16
	普通洗濯業	10
	下水道終末処理施設（他の下水道終末処理施設の汚泥を処理するものに限る。）	6
	下水道終末処理施設（植物油脂の精製工程で燐酸を使用する事業場からの排水を処理するものに限る。）	6
	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）	6
	飲食店（ちゅう房排水を合併処理浄化槽で処理するものに限る。）	10
特定事業場から排出される水の処理施設（金属熱処理業又はその他の金属表面処理業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。）	16	
特定事業場から排出される水の処理施設（豆腐・油揚製造業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。）	6	
特定事業場から排出される水の処理施設（冷凍水産食品製造業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。）	8	

注 1 「し尿浄化槽」とは浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するものをいい、「飲食店」とは令別表第1第66号の5から第66号の7までに掲げる特定施設をいう。

2 ひとつの事業場が、業種又は施設の複数の欄に該当し、異なる排水基準（暫定基準）が定められているときは、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

別表3 印旛沼・手賀沼流域の小規模事業場（1日当たりの排水量が10m³以上30m³未満）に適用される排水基準
 単位：mg/ℓ（pH及び大腸菌群数を除く）

項目	業種又は施設		許 容 限 度	
			「既存」 平成11年4月1日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	「新規」 平成11年4月1日以降特定事業場となつたもの
pH (水素イオン濃度)	全業種（畜産関係排水処理施設を除く。）	海域に排出されるもの	5.0～9.0	5.0～9.0
		海域以外に排出されるもの	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD（生物化学的酸素要求量） 及び COD（化学的酸素要求量）	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		100	40
	動物系飼料等製造業		100	15
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店、病院施設及びびみなし病院施設		80	30
	し尿処理施設及びびみなし浄化槽		60	10
	浄水施設		30	15
	水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		40	15
	その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）		40	30
浮遊物質	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		90	90
	病院施設及びびみなし病院施設		100	60
	し尿処理施設及びびみなし浄化槽		110	20
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		70	30
	その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）		90	60
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	全業種		5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	全業種		30	30
フェノール類含有量	全業種		5	5
亜鉛含有量	全業種		5	5
銅含有量	全業種		3	3
溶解性鉄含有量	全業種		10	10
溶解性マンガン含有量	全業種		10	10

クロム含有量	全業種		2	2
弗素含有量	全業種		15	15
大腸菌群数	全業種		3,000個/cm ²	3,000個/cm ²
窒素含有量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		50	30
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店		60	30
	病院施設		50	15
	みなし病院施設		50	25
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	70	30
		し尿等のみを処理するもの	120	
	し尿処理施設	し尿等のみを処理するもの以外のもの	50	20
		し尿等のみを処理するもの	120	
その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）		50	25	
磷含有量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		9	2
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店		10	5
	病院施設		6	2
	みなし病院施設		9	3
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	7	4
		し尿等のみを処理するもの	16	
	し尿処理施設	し尿等のみを処理するもの以外のもの	6	2
		し尿等のみを処理するもの	16	
その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）		6	2	

注 「食料品製造業」とは令別表第1第2号から第10号まで及び第13号から第18号の2までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第63号の2に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第11号に掲げる業種をいい、「浄水施設」とは同表第64号の2に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第66号の2に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第66号の3に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第66号の4に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第66号の5から第66号の7までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第68号の2に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは同条第2号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設」とは同表第69号の2及び第69号の3に掲げる特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゆう房施設及び栄養改善法（昭和27年法律第248号）第9条の2第1項に規定する集団給食施設に設置されるちゆう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいう。

別表4 印旛沼・手賀沼流域の小規模事業場に適用される暫定基準

単位：mg/ℓ

項目	業種	許容限度
生物化学的酸素要求量 及び化学的酸素要求量	全業種（令別表第1第72号に掲げる特定施設及び湖沼水質保全 特別措置法施行令（昭和60年政令第37号）第5条第2号に 掲げるみなし指定地域特定施設を除く。）	160
浮遊物質	同上	200
窒素含有量	同上	120
燐含有量	同上	16

備考 本表の規制項目以外の規制項目については、別表3の排水基準が適用される。

別表5 印旛沼・手賀沼流域の飲食店等に適用される排水基準

単位：mg/ℓ

規制項目	許容限度	
	既設事業場	新設事業場
	平成11年4月1日以前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	
BOD（生物化学的酸素要求量） 及びCOD（化学的酸素要求量）	80	30
SS（浮遊物質）	90	60
窒素含有量	60	30
燐含有量	10	5
ノルマルヘキサン抽出物質（油分）	30	
pH（水素イオン濃度）	5.8～8.6	
大腸菌群数	3,000個/cm ³	
フェノール類含有量	5	
銅含有量	3	
亜鉛含有量	5	
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	
フッ素含有量	15	

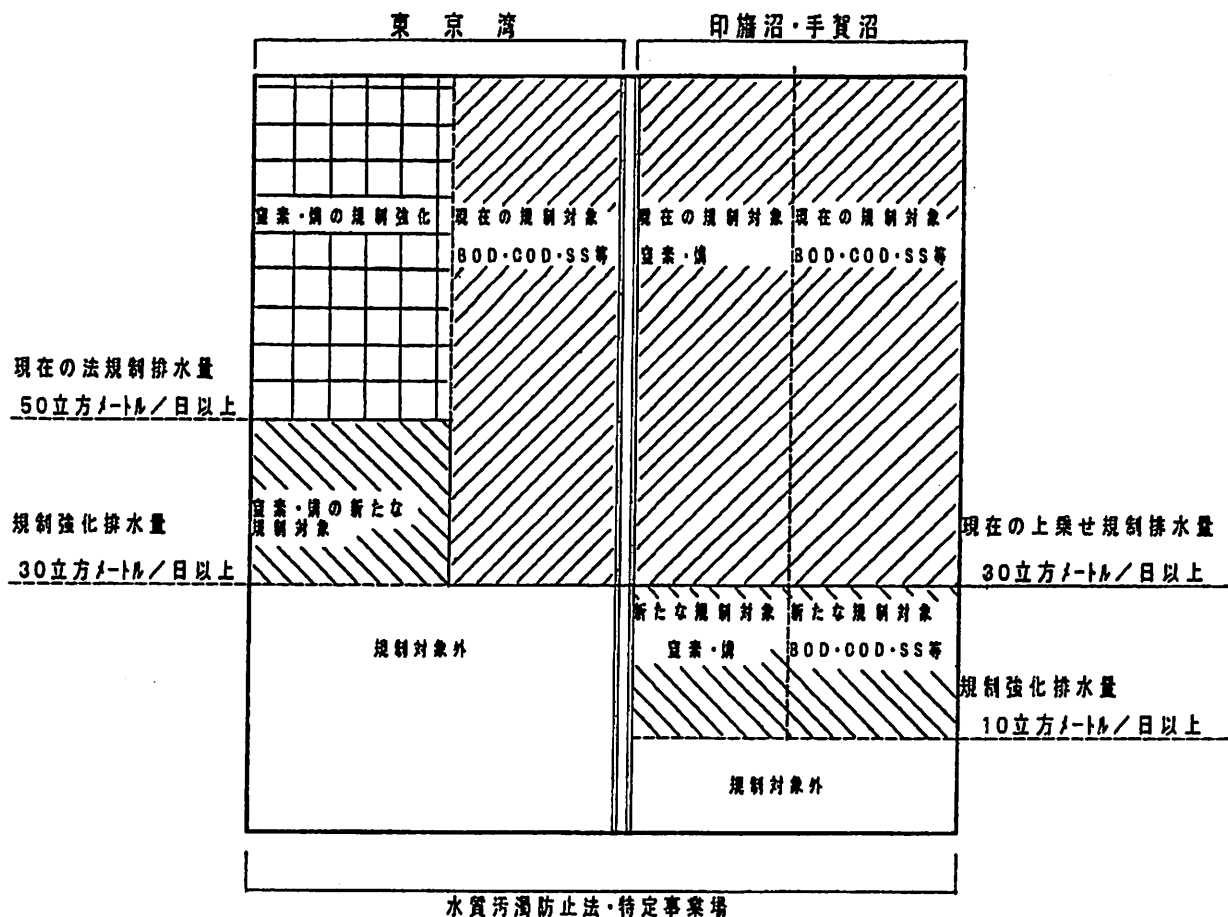
備考 本表のほか有害物質に係る排水基準が適用される。

別表6 印旛沼・手賀沼流域の飲食店等に適用される暫定基準

単位：mg/ℓ

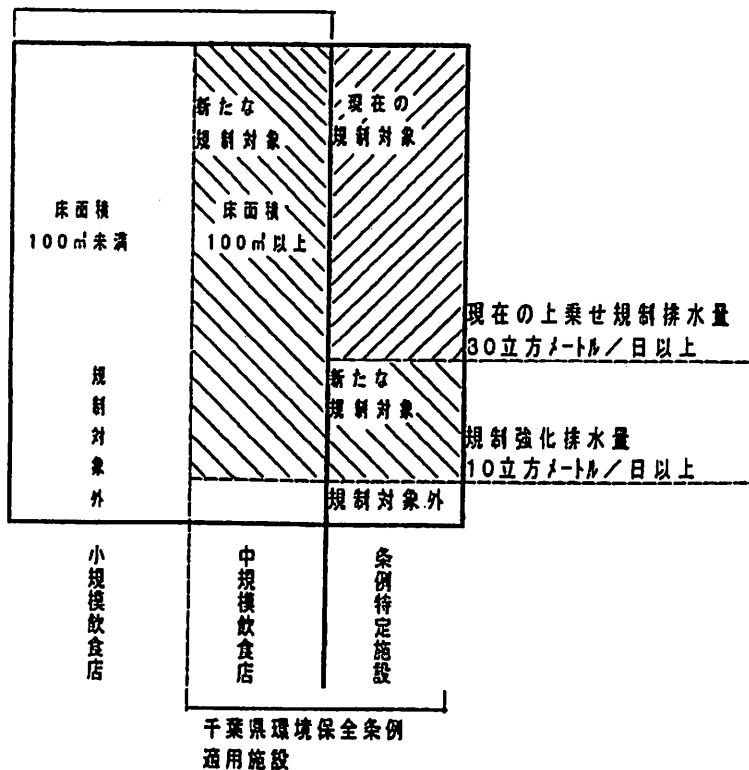
規制項目	適用対象	許容限度
BOD（生物化学的酸素要求量） 及びCOD（化学的酸素要求量）	全既設事業場	160
SS（浮遊物質）	〃	200
窒素含有量	〃	120
燐含有量	〃	16

備考 本表の規制項目以外の規制項目については、別表5の排水基準が適用される。



排水規制強化に係る概念図(千葉県環境保全条例)

水質汚濁防止法の特定施設
を除く飲食店等



(1)水質汚濁防止法が適用となる飲食店等
の規模要件

共同調理場	500㎡以上
弁当・仕出し	360㎡以上
飲食店	420㎡以上
そば・すし・その他	630㎡以上
料亭・バー・接客等	1,500㎡以上

(2)千葉県環境保全条例に定める特定施設
(現行)

- ア 油かんその他のあきかん再生業の
用に供する洗浄施設
- イ ばい煙又は粉じんの湿式処理施設

1 新たに規制対象となる事業場数

(1) 水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例の一部改正

ア 東京湾の窒素・燐規制

(排水量による区分)

排水量	新たな規制対象 (1日当たりの排水量)				規制対象外
	30m ³ ~50m ³	50m ³ ~500m ³	500m ³ 以上	計	
事業場数	419	787	201	<u>1,407</u>	4,341

(注1) 事業場数は水質汚濁防止法に基づく届出から集計したものである。

(注2) 窒素・燐を除くBOD等の規制項目については、現行の上乗せ基準により規制を行っている。

イ 印旛沼・手賀沼における小規模事業場の排水規制

(排水量による区分)

	新たな規制対象	既規制施設	規制対象外
排水量	10m ³ ~30m ³	30m ³ 以上	10m ³ 未満
事業場数	<u>132</u>	397	685

(注1) 事業場数は水質汚濁防止法に基づく届出から集計したものである。

(注2) 10m³~30m³/日の事業場については、BOD、COD、SS、窒素、燐等について新たに規制を行う。

(2) 千葉県環境保全条例施行規則の一部改正

ア 印旛沼・手賀沼における飲食店等の排水規制

(総床面積及び排水量による区分)

	新たな規制対象	規制対象外	
排水量	10m ³ 以上	10m ³ 未満	
事業場数	<u>530</u>	740	7,530
総床面積	100平方メートル以上		100平方メートル未満

(注) 事業場数は、保健所管内の飲食店等の状況から推計したものである。

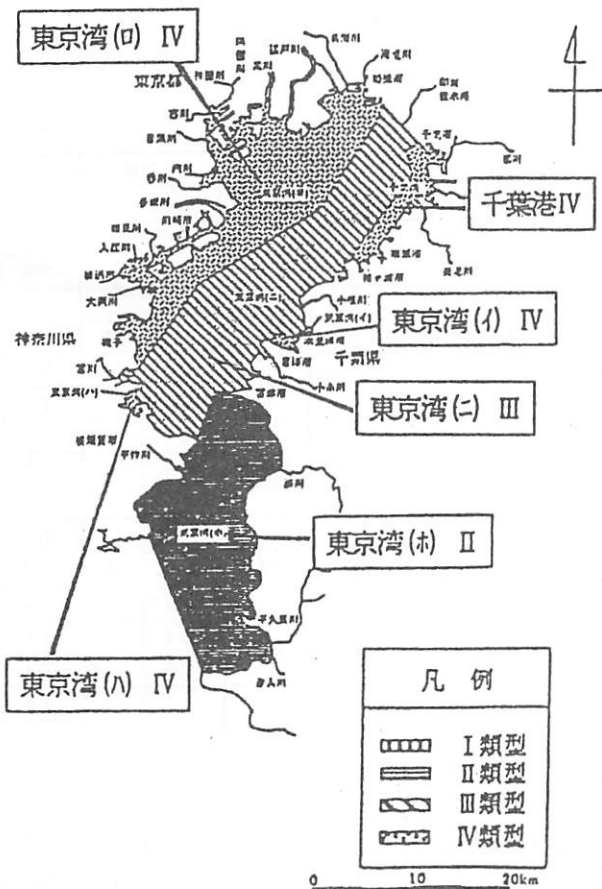
東京湾の富栄養化防止対策の経緯及び環境基準達成状況について

1 東京湾の富栄養化防止対策の経緯

昭和57年	7月施行	第1次	東京湾富栄養化対策指導指針	(県)
昭和62年	7月	第2次	〃	(〃)
平成3年	7月	第3次	〃	(〃)
平成4年	7月		りん及び窒素に係る水質管理目標値に関する指導要領	(〃)
平成5年	8月		閉鎖性の海域に係る窒素・磷についての環境基準	(国)
平成5年10月			〃	排水基準 (〃)
平成8年	9月	第4次	東京湾富栄養化対策指導指針	(県)
平成11年	4月		全窒素・全磷の上乗せ排水基準	(県)

2 東京湾における全窒素・全磷の環境基準達成状況

単位 ; (mg/ℓ)



水域 類型	項目	基準値	平成8年度		平成9年度	
		環境基準	年平均値	環境基準	年平均値	環境基準
千葉港 IV	全窒素	1 以下	1.0	○	1.0	○
	全磷	0.09 〃	0.088	○	0.085	○
東京湾 (i) IV	全窒素	1 以下	0.85	○	0.85	○
	全磷	0.09 〃	0.065	○	0.062	○
東京湾 (ii) IV	全窒素	1 以下	1.1	×	1.2	×
	全磷	0.09 〃	0.092	×	0.097	×
東京湾 (h) IV	全窒素	1 以下	0.67	○	0.69	○
	全磷	0.09 〃	0.057	○	0.062	○
東京湾 (ii) III	全窒素	0.6 以下	0.84	×	0.87	×
	全磷	0.05 〃	0.070	×	0.069	×
東京湾 (h) II	全窒素	0.3 以下	0.43	×	0.46	×
	全磷	0.03 〃	0.036	×	0.038	×

- (注) 1 「○」印は環境基準の達成を、「×」印は未達成を示す。
 2 全窒素及び全磷の環境基準の評価は平成7年度から適用され、当該水域内のすべての環境基準点（東京都、神奈川県測定分を含む）で年平均値が環境基準以下の場合に達成しているものとする。

印旛沼及び手賀沼の水質汚濁防止対策の経緯並びに水質の状況について

1 印旛沼及び手賀沼の水質汚濁防止対策の経緯

- 昭和45年 9月 CODについて環境基準の類型指定
- 昭和46年 6月 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準
- 昭和51年 7月 上乗せ排水基準の設定
- 昭和59年 3月 窒素・磷について環境基準の類型指定
- 昭和60年10月 窒素・磷について一律排水基準
- 昭和60年12月 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼として指定
- 昭和62年 3月 第1期湖沼水質保全計画を策定
- 平成 4年 3月 第2期湖沼水質保全計画を策定
- 平成 5年12月 窒素・磷について上乗せ排水基準の設定
- 平成 9年 3月 第3期湖沼水質保全計画を策定
- 平成11年 4月 上乗せ排水基準の設定 (小規模事業場)
及び千葉県環境保全条例による小規模飲食店等の規制

2 印旛沼及び手賀沼の水質の状況

印旛沼及び手賀沼については、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼として指定を受け、湖沼水質保全計画を策定し、下水道の整備をはじめとする各種の浄化施策を推進してきたところであるが、依然として十分な水質の改善がみられない状況である。

平成9年度の両沼の水質をCOD年平均值でみると、手賀沼は23mg/ℓ、印旛沼は11mg/ℓと横ばいで推移しており、全国湖沼の中でワースト1位、2位を占めており、環境基準の達成には、印旛沼、手賀沼ともに程遠い状況にある。

表A 印旛沼及び手賀沼の水質状況

(単位：mg/ℓ)

年 度		4	5	6	7	8	9	環 境 基 準	
印 旛 沼	COD	75%値	9.3	9.3	12	14	13	12	3
		年平均值	8.4	8.2	11	12	11	11	—
	全窒素	年平均值	2.7	2.7	2.1	2.1	1.7	1.8	0.4
	全 磷	年平均值	0.097	0.099	0.11	0.14	0.15	0.13	0.03
手 賀 沼	COD	75%値	20	22	24	29	27	26	5
		年平均值	17	18	21	25	24	23	—
	全窒素	年平均值	4.4	4.9	4.9	5.3	4.5	4.1	1
	全 磷	年平均值	0.36	0.34	0.50	0.51	0.49	0.44	0.1

備考 印旛沼は上水道取水口下、手賀沼は、手賀沼中央の値 (いずれも環境基準地点)

第1 千葉県環境保全条例施行規則一部改正の趣旨について

1 印旛沼及び手賀沼は、周辺地域の著しい都市化の影響を受け、水質汚濁が進行したため、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、「湖沼水質保全計画」を策定し、下水道の整備、湖沼・流入河川の直接浄化等各種水質保全事業を推進するとともに、水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法等による発生源対策に積極的に取り組んでいるところです。しかしながら、両沼の水質は、一時の汚濁状況に比べ改善されたものの、依然としてアオコの発生など二次汚濁の状況が続いています。

2 このため、更に汚濁負荷の削減対策を推進するため、第3期湖沼水質保全計画に基づき、国が定める一律排水基準より厳しい上乘せ基準を定める「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乘せ条例）」を一部改正し、印旛沼及び手賀沼流域について、これまで排水規制のなかった日平均排水量30立方メートル未満の水質汚濁防止法の小規模な特定事業場のうち、10立方メートル以上のものを平成11年4月1日から排水規制の対象としたものです。

3 更に、上記上乘せ条例一部改正に付帯して千葉県環境保全条例施行規則を一部改正し、水質汚濁防止法に定める特定施設の面積要件に満たないため同法の規制対象となっていない「飲食店等に設置されるちゅう房施設」を、印旛沼及び手賀沼流域について、千葉県環境保全条例（保全条例）の特定施設に追加するとともに、排水量の少ない事業場も含めて、当該ちゅう房施設を設置する飲食店等（日平均排水量10立方メートル以上）に適用する排水基準を新たに設定したところです。

併せて、保全条例に定める他の種類の特定施設を設置する事業場についても、これまで排水規制のなかった日平均排水量30立方メートル未満の保全条例の小規模な特定事業場のうち、10立方メートル以上のものに適用する排水基準を新たに設定したところです。

これらの排水規制の強化を平成11年4月1日から施行することによって汚濁負荷の削減を図るものです。

第2 千葉県環境保全条例における水質の保全に関する規制等の概要について

1 環境関連条例の整備

近年の我が国の環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応し、環境への負荷の少ない社会の構築を図るために、従来の公害対策基本法に替えて環境政策の基本的な枠組みを定めた「環境基本法」が平成5年11月に制定、施行されました。

県ではこれを受けて、本県の環境政策を的確かつ効果的に推進するとともに、法律を補完するため、「千葉県公害防止条例」を廃止し、平成7年3月に「千葉県環境基本条例」及び「千葉県環境保全条例」を制定しました。

千葉県環境保全条例は、環境保全のうち生活環境の保全に関して、県の施策、公害の防止のための規制について定めたものです。

2 水質の保全に関する規制の概要

千葉県環境保全条例の構成は、第1章総則、第2章生活環境の保全等に関する施策第3章として、大気に関する措置、水質及び地質の保全に関する規制等並びに自動車交通公害に関する措置等を内容とする生活環境の保全等に関する措置等、第4章公害に係る苦情の処置等他となっています。

このうち、条例の目的及び水質の保全に関する規制の概要は以下のとおりです。

(1) 目的（第1条）

この条例は、生活環境の保全等に関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

(2) 排水規制（第19条、第28条）

排水規制は、特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）から排出される水を対象として実施しています。この特定施設の指定は、施行規則により現在4種類の施設について行われています。

(3) 排水規制の基準（第20条）

排水規制の基準は、水質汚濁の未然防止の見地からも、県内全公共用水域を対象として施行規則で定めています。

(4) 排水基準の遵守 (第21条～第27条、第29条、第30条、第68条～
第72条)

特定施設の設置等の届出、届出事項の計画変更命令、汚水処理方法等の改善命令、排水水の一時的停止命令等について規定するとともに、排水基準違反行為は直ちに処罰し得ることができる、いわゆる直罰規定等、所要の罰則を設けています。また、排水水を排出する者が実施する排水水の汚染状態の測定等も定めています。

(5) 事故時における措置 (第31条)

特定事業場の設置者は、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質が公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境の被害を生ずるおそれがあるときは、有害物質排出の防止のための応急措置を講ずるとともに事故状況・措置概要を届出することとなっているほか、応急措置が講じられていないときの応急措置命令について規定しています。

(6) 建設工事排水の措置及び事業者の排水に関する措置 (第32条、第33条)

排水を伴う建設工事を行う者は水質汚濁防止を図るための措置を講じなければならないことや、事業者は水質汚濁を防止するための排水処理施設設置等の措置を講ずるよう努めること及び県・市町村の施策への協力について規定しています。

(7) 報告の聴取及び立入検査 (第36条、第37条)

知事は、県職員に、特定施設の状況、汚水等の処理方法その他必要な事項の報告聴取や特定施設等の立入検査を実施させることができる規定を設けています。

(8) 特定物質を含む汚水又は廃液の地下浸透の禁止 (第49条)

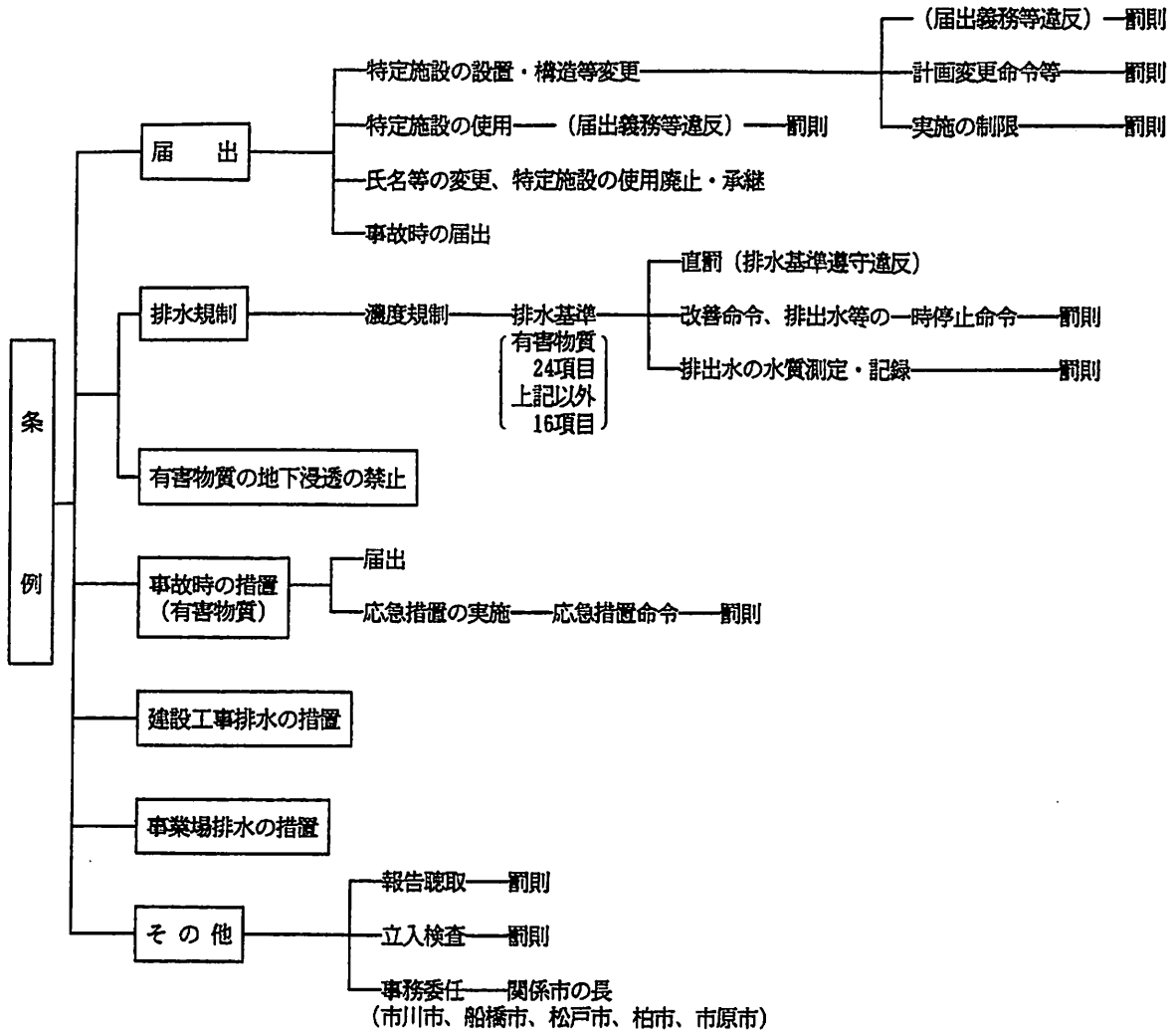
特定物質としての有害物質を含む汚水又は廃液の地下浸透禁止を定めています。

(9) 主な用語の定義 (第19条)

この条例で使われている主な用語の定義は次のとおりです。

- ア 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等公共の用に供される水路（終末処理場を設置する下水道は含まない）
- イ 特定施設：有害物質や生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるもの
- ウ 有害物質：人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物資（24項目）
- エ 特定事業場：特定施設を設置する工場、事業場
- オ 汚水等：特定施設から排出される汚水又は廃液
- カ 排水水：特定事業場から公共用水域に排出される水（汚水等だけでなく、生活雑排水、雨水を含む）

千葉県環境保全条例に基づく排水規制体系図



(備考)

罰則について

適 用	罰 則	
①計画変更命令又は改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	第68条
②排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	第69条
③事故時における応急措置命令に違反した場合		
④特定施設の設置届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	20万円以下の罰金	第70条
⑤特定施設の使用届出、構造等変更届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	10万円以下の罰金	第71条
⑥工事の実施制限期間に違反した場合		
⑦排水水質測定・記録をしなかったり、虚偽の記録をした場合		
⑧特定施設の状況、汚水等の処理方法等の報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合		
⑨立入検査を拒み、妨げたり、忌避した場合		

第3 千葉県環境保全条例に定められている事業者の義務について

1 特定施設の設置等の届出

工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、千葉県環境保全条例により定められた特定施設（別表2）を設置しようとするとき、又は、従来、特定施設でなかった施設が特定施設に追加された際、現にその施設を設置している者（工事中を含む。）であって、公共用水域に排出水を排出している者等は、施行規則に定める様式により、下記の届出をしなければなりません（届出先は別表2の（注4）に示すとおりです。また、提出部数は2部です。）。届出の義務を怠った場合、又は虚偽の届出をした場合（下記の（1）、（2）及び（3）の届出）は罰則が適用されます。

（1）特定施設の設置届出（第21条第1項）

工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、工事着手予定日の60日前までに特定施設設置の届出をしなければなりません。届出が受理されたときは、受理書が交付されます。

（2）特定施設の使用届出（第22条第1項）

従来、特定施設でなかった施設が特定施設に追加指定された際、現にその施設を設置している者（工事中を含む。）であって公共用水域に排出水を排出しているものは、指定された日から30日以内に特定施設使用の届出をしなければなりません。

（3）特定施設の構造等変更届出（第23条第1項）

第21条第1項又は第22条第1項の届出をした者は、次のいずれかの事項を変更しようとするときは、工事着手予定日の60日前までに特定施設の構造等変更の届出をしなければなりません。届出が受理されたときは、受理書が交付されます。

- ①特定施設の構造
- ②特定施設の使用の方法
- ③汚水等の処理の方法
- ④排出水の汚染状態及び量
- ⑤排出水に係る用水及び排水の系統

（4）氏名等の変更届出、特定施設の使用廃止届出（第26条）

第21条第1項又は第22条第1項の届出をした者は、氏名、名称、所在地等に変更があったとき又は特定施設の使用を廃止したときは、それぞれ変更、使用廃止の日から30日以内に変更、使用廃止の届出をしなければなりません。

（5）承継届出（第27条第3項）

第21条第1項又は第22条第1項の届出をした者から当該特定施設を承継した者は、承継の日から30日以内に特定施設の承継の届出をしなければなりません。

（6）事故時の届出（第31条第1項）

特定事業場の設置者は、事故により有害物質が公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、速やかにその事故状況及び講じた措置の概要を届出なければなりません。

2 排水基準の遵守（第20条、第28条）

(1) 公共用水域に排出水を排出する者は、排水基準（排出水の濃度規制）を遵守しなければなりません。排水基準の遵守違反の場合は罰則が適用されます。

(2) 排水基準は、排出水の汚染状態について有害物質（カドニウム等24物質）と有害物質以外の項目（水素イオン濃度等16項目）（別表3）について、それぞれ許容濃度が定められています。特定事業場に適用される排水基準のうち、印旛沼・手賀沼流域の日平均排水量10立方メートル以上の飲食店等に適用される排水基準は、別表4及び別表5（有害物質は表示省略）のとおりです。

なお、有害物質に係る排水基準は、排水量のかかわらず、全ての特定事業場に適用されます。また、有害物質以外の項目の排水基準は、特定施設、排水量、設置時期及び排出する水域により異なります。

3 排出水の汚染状態の測定等（水質測定の実施及び記録の保存）（第30条）

排出水を排出する者は、排出水の汚染状態を測定し、その結果を施行規則に定める様式により記録し、3年間保存しておかなければなりません。また、測定の頻度は、3か月に1度以上実施しなければならないことになっています。測定結果を記録せず、又は虚偽の記録をした場合は罰則が適用されます。

4 その他

- ① 事故時における措置（第31条第1項）
- ② 排水を伴う建設工事に関する措置（第32条）
- ③ 事業者の排水に関する措置（第33条）
- ④ 汚水又は廃液の地下浸透の禁止（第49条）

別表1 届出種類別の届出期限一覧

No	該当条項	種類	期限
1	第21条第1項	設置届出	工事着手予定日の60日前まで
2	第22条第1項	使用届出	特定施設となった日から30日以内
3	第23条第1項	構造等変更届出	工事着手予定日の60日前まで
4	第26条	氏名等変更届出	氏名等変更の日から30日以内
5	第26条	使用廃止届出	使用廃止の日から30日以内
6	第27条第3項	承継届出	承継の日から30日以内
7	第31条第1項	事故時の届出	速やかに行うこと

別表2 特定施設一覧

番号	特定施設
1	油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設
2	ばい煙又は粉じんの湿式処理施設
※ 3 (注4)	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 牛房施設（牛房施設の総面積が100㎡以上200㎡未満のもの） イ 馬房施設（馬房施設の総面積が100㎡以上500㎡未満のもの） ウ 鶏舎（鶏の飼養羽数が1,000以上のもの）
※ 4	食品衛生法施行令に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び栄養改善法に規定する集団給食施設に設置されるちゅう房施設であって、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出するもの（総床面積が100㎡未満の特定事業場に係るもの及び総床面積が水質汚濁防止法の特定施設の規模要件（注1）以上の事業場に係るもの、並びに汚水等が水質汚濁防止法施行令別表第1の第72号から第74号までに掲げる特定施設（注2）又は湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第2号に掲げるみなし指定地域特定施設（注3）において処理されるものを除く。）

(注1) 水質汚濁防止法の特定施設となる飲食店等の規模要件

共同調理場	総床面積	500㎡以上
弁当仕出屋・弁当製造業	総床面積	360㎡以上
飲食店	総床面積	420㎡以上
そば店・すし店その他	総床面積	630㎡以上
料亭・バーその他の客接待等	総床面積	1,500㎡以上

(注2) 水質汚濁防止法施行令別表第1の第72号から第74号までの特定施設

- 第72号 し尿処理施設（処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く）
- 第73号 下水道終末処理施設
- 第74号 特定事業場から排出される水の処理施設（第72号、第73号に掲げるものを除く。）

(注3) 湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第2号に掲げるみなし指定地域特定施設
処理対象人員が201人以上500以下のし尿浄化槽（みなし浄化槽）

(注4) ※印を付した番号の特定施設の届出先は所管保健所、それ以外は千葉県環境部水質保全課（関係市の市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市を除く。）

別表3 排水基準を定めている項目

項 目		説 明		
有害物質	カドミウム及びその化合物 (Cd) シアン化合物 (CN) 有機燐化合物 (O-P) 鉛及びその化合物 (Pb) 六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺) 砒素及びその化合物 (As) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (T-Hg) アルキル水銀化合物 (R-Hg) ポリクロロネイテッドビフェニル (PCB) トリクロロエチレン (TCE) テトラクロロエチレン (PCE) ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 (Se)	環境保全条例では、人の健康に影響の大きい物質を有害物質と総称し、その他の物質より厳しい規制がなされている。		
	有害物質	水素イオン濃度 (pH)	pHは水の液性を示すもので、pH7が中性で、数値が小さくなるほど酸性が強くなり、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなる。	
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	水の有機汚濁の程度を示すもので、水中の好気性微生物が有機物質を酸化分解するときに消費する酸素の量をいう。	
		化学的酸素要求量 (COD)	水中にある物質の中で化学的に直接酸化できるもの（主として有機物質）の量を示しており、有機汚濁の指標とされている。	
		浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している不溶性物質の量を示す。	
		抽出物質 (油分)	ノルマルヘキサン 鉍油類含有量	ノルマルヘキサンにより抽出される物質の含有量を示す。抽出される物質は主として油分であり、鉍物油と動植物油がある。
			動植物油類含有量	
		以外	大腸菌群数	大腸菌群は一般に人畜の腸管内に常棲する細菌（ふん便1g中に10億～100億が存在）でそれらが水中に存在するか否かによって、その水がふん便で汚染されているかどうかを判断する指標となっている。
			フェノール類含有量	水道用水基準、水産用水基準等を考慮して規制項目とされたものである。
			銅含有量 (Cu)	
			亜鉛含有量 (Zn)	
	溶解性鉄含有量 (Sol-Fe)			
	溶解性マンガン含有量 (Sol-Mn)			
	クロム含有量 (T-Cr)			
	弗素含有量 (F)			
	窒素含有量 (T-N)		閉鎖性水域の富栄養化の原因物質とされている。	
	磷含有量 (T-P)			

別表4 印旛沼・手賀沼流域の飲食店等に適用される排水基準

単位：mg/ℓ

規制項目	許容限度	
	既設事業場	新設事業場
	平成11年4月1日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	平成11年4月1日以降特定事業場となったもの
BOD(生物化学的酸素要求量)及びCOD(化学的酸素要求量)	80	30
SS(浮遊物質)	90	60
窒素含有量	60	30
燐含有量	10	5
ルルハキサ 抽出物質(油分)	30	
pH(水素イオン濃度)	5.8~8.6	
大腸菌群数	3,000個/cm ²	
フェノール類含有量	5	
銅含有量	3	
亜鉛含有量	5	
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	
フッ素含有量	15	

備考 本表のほか有害物質に係る排水基準が適用される。

別表5 印旛沼・手賀沼流域の飲食店等に適用される暫定基準

単位：mg/ℓ

規制項目	適用対象	許容限度
BOD(生物化学的酸素要求量)及びCOD(化学的酸素要求量)	全既設事業場	160
SS(浮遊物質)	同上	200
窒素含有量	同上	120
燐含有量	同上	16

備考 本表の規制項目以外の規制項目については、別表4の排水基準が適用される。

本表の暫定基準は、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に適用される。

第4 規制対象区域一覧

1 全域が対象となる市町村

沼南町・酒々井町・印旛村・白井町

2 一部が対象となる市町村

船橋市・松戸市・成田市・佐倉市・柏市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市
四街道市・八街市・印西市・富里町・本埜村

注意事項

印旛沼・手賀沼の流域は、次の字名の地区が該当しますが次の点に注意し、流域の境界線上に立地している場合には、保健所又は政令市（船橋市、柏市、松戸市）へ問い合わせ下さい。

- (1) 区画整理等により新しい字名に変更される場合や、整理統合されている場合がありますので、これらの字名以外でも該当する地区があります。
- (2) これらの字名の地区の中には、一部分しか流域に該当しない地区があります。
- (3) 大規模な開発や河川改修等により流域が変更されている場合があります。

（船橋市）

みやぎ台1～4丁目・金堀町・古和釜町・高根台1～6丁目・高野台1～5丁目・咲が丘1～4丁目・三咲1～9丁目・三咲町・車方町・習志野台1～8丁目・小室町・小野田町・松が丘1～5丁目・神保町・大穴町・大穴南1～5丁目・大穴北1～8丁目・大神保町・坪井町・南三咲3、4丁目・楠が山町・二和東6丁目・八木が谷1～5丁目・八木が谷町・豊富町・豊富町・鈴身町

（松戸市）

金ヶ作・五香六実・高柳・高柳新田・六高台1～9丁目

（成田市）

下方・江井須・宗吾1～4丁目・松崎・船形・台方・大袋・大竹・八代・飯仲・飯田町・並木町・北須賀

（佐倉市）

ユーカリ1～7丁目・井野・井野町・稲荷台1～4丁目・印南・羽鳥・白井・白井台・白井台干拓・白井田・白井田干拓・瓜坪新田・栄町・王子台1～6丁目・下根・下根町・下志津・下志津原・下勝田・海熾寺町・角来・寒風・岩富・岩富町・岩名・吉見・宮ノ台1～5丁目・宮小路町・宮前1～3丁目・宮内・宮本・江原・江原・江原新田・江原台1、2丁目・高岡・高崎・最上町・坂戸・山王1、2丁目・山崎・寺崎・鹿島干拓・七曲・樹木町・春路1、2丁目・春路2丁目・将門町・小篠塚・小竹・小竹干拓・上座・上志津・上志津原・上勝田・上代・上別所・城・城内町・新臼井田・新町・神門・生谷・西御門・西志津1～8丁目・青菅・石川・先崎・先崎干拓・千成1～3丁目・染井野1～7丁目・太田・大佐倉・大佐倉干拓・大崎台1～5丁目・大作1、2丁目・大篠塚・大蛇町・中志津1～7丁目・中尾余町・長熊・直弥・坪山新田鑛木町・鑛木町1、2丁目・天辺・田町・土浮・土浮干拓・藤治台・藤沢町・内田・内田飯塚宮内入会・鑛山町・南臼井台・馬渡・萩山新田・萩山新田干拓・白銀1～4丁目・八幡台1～3丁目・八木・畔田・飯重・飯塚・飯田・飯田干拓・飯田台・飯野・飯野町・表町3丁目・表町4丁目・並木町・米戸・本町・木野子・野狐台町・弥勒町・裏新町・六崎・六崎区画整理

(柏市)

あかね町・あけぼの1～5丁目・かやの町・つくしが丘1～5丁目・ひばりが丘・青葉台・旭町1～9丁目・伊勢原1丁目・永楽台1～3丁目・加賀1～3丁目・花野井・関場町亀甲台1、2丁目・吉野沢・逆井・逆井藤ノ台・呼塚新田・戸張・戸張新田・光が丘1、4丁目・光が丘団地・向原町・高田・今谷上町・今谷南町・根戸・根戸新田・桜台・篠籠田・若芝・若葉町・酒井根・十余二・宿連寺・小青田・松ヶ崎・松葉町1～7丁目・常盤台・新十余二・新逆井・新柏1～4丁目・新富町1、2丁目・正連寺・西原1～7丁目・西町・西柏台1、2丁目・青田新田飛地・千代田1～3丁目・泉町・増尾・増尾台1～4丁目・大室・大塚町・中央1、2丁目・中央町・中原・中原1、2丁目・中十余二・東1～3丁目・東上町・東台本町・東中新宿1～4丁目・東柏1、2丁目・藤心・南増尾・南柏1、2丁目・南逆井・日立台1、2丁目・柏・柏1～7丁目・柏の葉1～6丁目・柏下・八幡町・富里1～3丁目・豊四季・豊四季台1～4丁目・豊住1～5丁目・豊上町・豊町1、2丁目・豊平町・北柏1～5丁目・北柏台・末広町・名戸ヶ谷・名戸ヶ谷1丁目・明原1、2丁目・弥生町・緑ヶ丘

(流山市)

駒木・駒木台・江戸川台東1～3丁目・十太夫・青田・東初石1～6丁目・美田

(八千代市)

ゆりのき台・下高野・荳田・荳田町・吉橋・桑橋・桑納・佐山・小池・上高野・真木野・神久保・神野・村上・村上団地・大和田・大和田新田・島田・島田台・麦丸・平戸・米本・米本団地・保品・堀の内

(我孫子市)

岡発戸・岡発戸新田・下ヶ戸・下沼田・我孫子・我孫子新田・呼塚新田・湖北台1～10丁目・高野山・高野山新田・根戸・根戸新田・若松・寿1、2丁目・上沼田・新木・新木村下・浅間前新田・船戸1～3丁目・台田2～4丁目・大作新田・中沼田・中峠村下・中里・中里新田・都部・都部新田・東我孫子1、2丁目・日秀・日秀新田・白山1～3丁目・布佐・本町2、3丁目・緑1、2丁目

(鎌ヶ谷市)

鎌ヶ谷1丁目・くぬぎ山5丁目・粟野・右京塚・鎌ヶ谷2、5丁目・丸山1、2丁目・串崎新田・軽井沢・佐津間・初富・西佐津間1、2丁目・中央1、2丁目・中佐津間1、2丁目・中沢・東鎌ヶ谷1～3丁目・東初富1～6丁目・南佐津間・南初富1～6丁目・北初富・北中沢1、3丁目

(四街道市)

さちが丘・つくし座・みそら・みのり町・めいわ・旭ヶ丘・荳橋・亀崎・吉岡・栗山・山梨・四街道・鹿渡・小名木・上野・成山・千代田・大日・鷹の台・池花・中台・中野・長岡・内黒田・南波佐間・美しが丘・物井・和田・和良比

(八街市)

みどり台・榎戸・岡田・沖・希望ヶ丘・吉倉・根古谷・砂・山田台・四木・小谷流・上砂・勢田・泉台・大関・大谷流・朝日・東吉田・八街・富山・文遠・用草

(印西市)

浦部・浦幡新田・浦部村新田・結縁寺・鹿黒・亀成・原山1～3丁目・原山2、3丁目・戸神・高花1～6丁目・高西新田・十余一・小倉・小倉台1～4丁目・小林・小林大門下1～3丁目・松崎・西の原1～3丁目・泉・船尾・草深・宗甫・多々羅田・大森・大塚1～3丁目・谷田・内野1～3丁目・竹袋・白幡・武西・武西学園台2丁目・木刈1～6丁目・和泉・発作・平岡・別所・牧の木戸1丁目

(富里町)

高松・高野・七栄・十倉・新橋・中沢・立沢・立沢新田・新中沢

(本埜村)

角田・笠神・荒野・滝・中・中根・物木・竜腹寺・行徳・和泉屋・松虫・萩原・長門屋・滝

第5 千葉県環境保全条例届出書の様式及び記載例

第一号様式（第六条第一項）

特定施設設置（使用）届出書

年 月 日

千葉県知事

様

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

千葉県環境保全条例 第21条第1項
第22条第1項の規定により、特定施設の設置について、

次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※備 考	
特定施設の構造	別紙のとおり		
特定施設の使用の方法	別紙のとおり		
汚水等の処理の方法	別紙のとおり		
排出水の汚染状態及び量	別紙のとおり		
排出水に係る用水及び排水の 系統	別紙のとおり		

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。

特定施設構造等変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住所

氏名

㊤

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

千葉県環境保全条例第23条第1項の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 備 考	
△特定施設の構造（特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、排出水に係る用水及び排水の系統）	別紙のとおり		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

届出別紙（第一号様式及び第二号様式の別紙）

1 特定施設の構造・使用の方法

特定施設号番号及び名称	4 , 飲食店 ・ 集団給食施設
型式・構造・主要寸法・能力・配置	
1日当たりの使用時間	
使用の季節的変動	
主な品目又は原材料（食材）の種類及び使用量	
設 置 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成 年 月 日
工事完成予定年月日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日	平成 年 月 日
備 考	

2 汚水等の処理の方法

処理施設の名称	合併処理浄化槽・その他（ ）
型式・構造・能力・処理の方法	
1日当たりの使用時間	
使用の季節変動	
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	
備 考	

3 排出水の汚染状態及び量

種類・項目		
pH		
BOD (mg/l)		
COD (mg/l)		
SS (mg/l)		
油分 (mg/l)		
大腸菌群数 (個/cm ³)		
窒素 (mg/l)		
リン (mg/l)		
排出水の量 (m ³ /日)	通常	最大
その他		

汚染状態は通常の状態の水質を記載する。

4 排出水の公共用水域への放流経路及び水域名

5 その他の参考事項

産業分類番号及び名称 (小分類)			
店舗名		営業開始年月日	
営業時間		従業員数	
敷地面積		総床面積	
連絡先	電話番号 担当者氏名		

○ 添付図面等 (原則として次の図面等を添付すること。)

- ・ 事業場の配置図 (事業場の平面図に特定施設 (ちゅう房施設)・汚水処理施設・排水口の位置及び用排水経路を示したもの) 第 図
- ・ 汚水処理施設の構造図・設計計算書 第 図
- ・ 用水及び排水の系統図 第 図
- ・ 事業場の位置・放流経路を示す地図 第 図

氏名等変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、千葉県環境保全条例第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	年 月 日	※備考	
変更の理由				

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住所
氏名

㊤

{ 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 }

特定施設を廃止したので、千葉県環境保全条例第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※備 考	
特定施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

特定施設承継届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、千葉県環境保全条例第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は 事業場の名称		※ 整理番号		
工場又は事業場 の所在地		※ 受理年月日	年 月 日	
特定施設の種類		※ 備 考		
承継の年月日	年 月 日			
被承継者	氏名又 は名称			
	住所			
承 継 の 原 因				

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	採水の地点		特定施設の使用状況	採水者	分析者	水質測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

[記載例]

第一号様式（第六条第一項）

特定施設設置~~設置~~使用~~使用~~届出書

平成 11 年 4 月 10 日

千葉県知事 沼田 武 様

届出者 住所 柏市増尾000
氏名 手賀沼 清

千葉県環境保全条例~~第21条第1項~~第22条第1項の規定により、特定施設の設置について、
次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	手賀沼レストラン	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	柏市増尾000	※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	4. 飲食店営業に 供されるチャウ房施設	※ 備 考	
特定施設の構造	別紙のとおり		
特定施設の使用の方法	別紙のとおり		
汚水等の処理の方法	別紙のとおり		
排出水の汚染状態及び量	別紙のとおり		
排出水に係る用水及び排水の 系統	別紙のとおり		

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。

届出別紙

1 特定施設の構造・使用の方法

特定施設番号及び名称	4 , <u>飲食店</u> ・ 集団給食施設
型式・構造・主要寸法・能力・配置	ちゅう房施設 (25 m ²)
1日当たりの使用時間	9時間
使用の季節的変動	なし
主な品目又は原材料(食材)の種類及び使用量	とんかつ定食 30食/日 手賀沼ラーメン 100食/日 オムライス 20食/日
設置年月日	平成 8年 9月 20日
工事着手予定年月日	平成 年 月 日
工事完成予定年月日	平成 年 月 日
使用開始予定年月日	平成 年 月 日
備考	

2 汚水等の処理の方法

処理施設の名称	<u>合併処理浄化槽</u> ・その他 ()
型式・構造・能力・処理の方法	建設省告示区分第9 処理方式：硝化液循環活性汚泥＋三次処理脱窒・脱磷 90人槽
1日当たりの使用時間	24時間
使用の季節変動	なし
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	消毒用塩素剤
備考	

3 排出水の汚染状態及び量

種類・項目	排水口	
pH	7	
BOD (mg/l)	10	
COD (mg/l)	(15)	
SS (mg/l)	10	
油分 (mg/l)	5 (動植物油含有量)	
大腸菌群数 (個/cm ³)	500	
窒素 (mg/l)	20	
リン (mg/l)	1	
/		
排出水の量 (m ³ /日)	通常	最大
	15	20
その他		

汚染状態は通常の状態の水質を記載する。

4 排出水の公共用水域への放流経路及び水域名

排水口→道路側溝→大津川→手賀沼

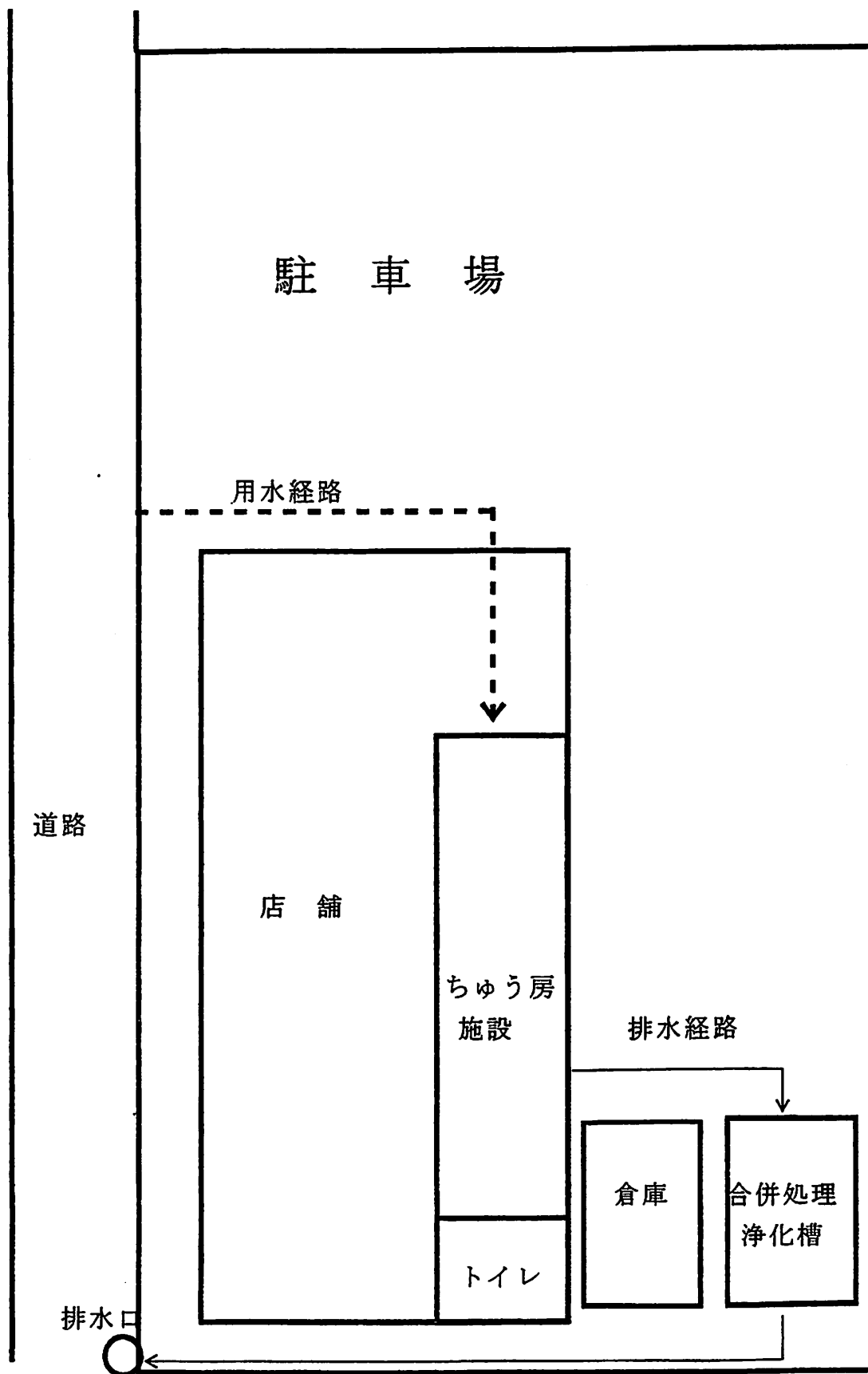
5 その他の参考事項

産業分類番号及び名称 (小分類)		6013 西洋料理店	
店舗名	手賀沼レストラン	営業開始年月日	平成8年10月1日
営業時間	午前11時～午後8時	従業員数	8人
敷地面積	300m ²	総床面積	120m ²
連絡先	電話番号 0471-△△-0000 担当者氏名 手賀沼 清		

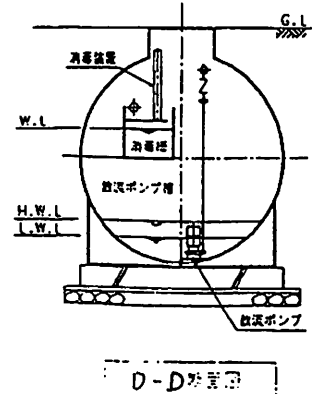
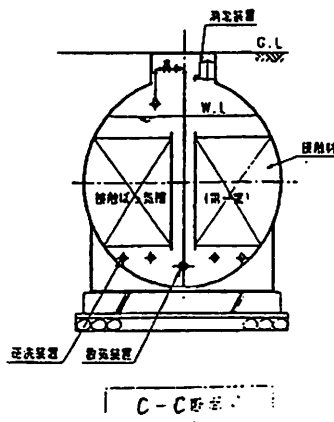
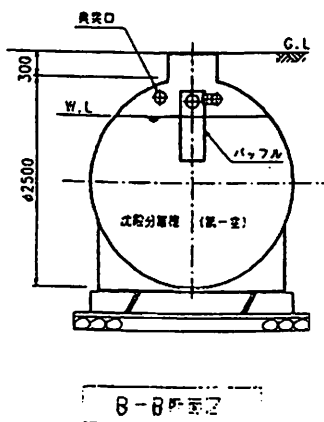
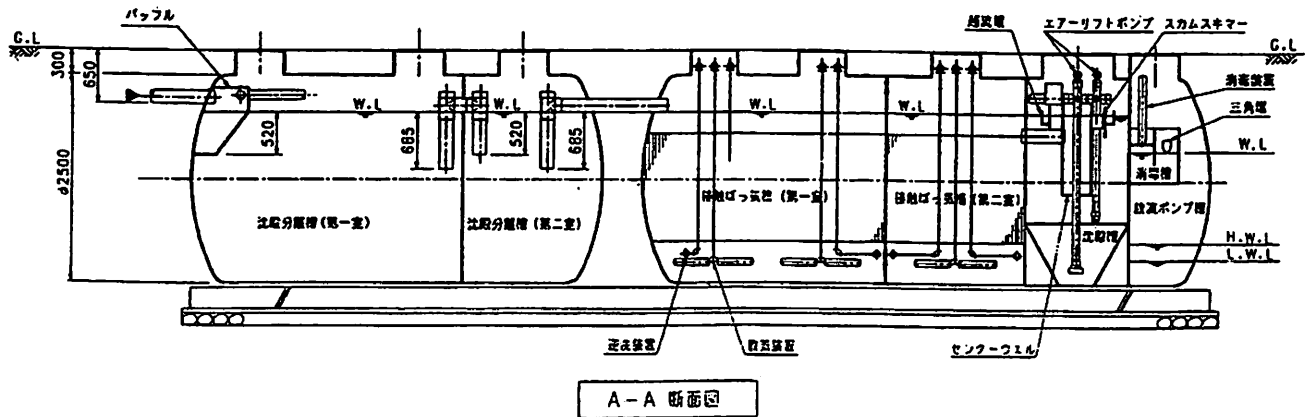
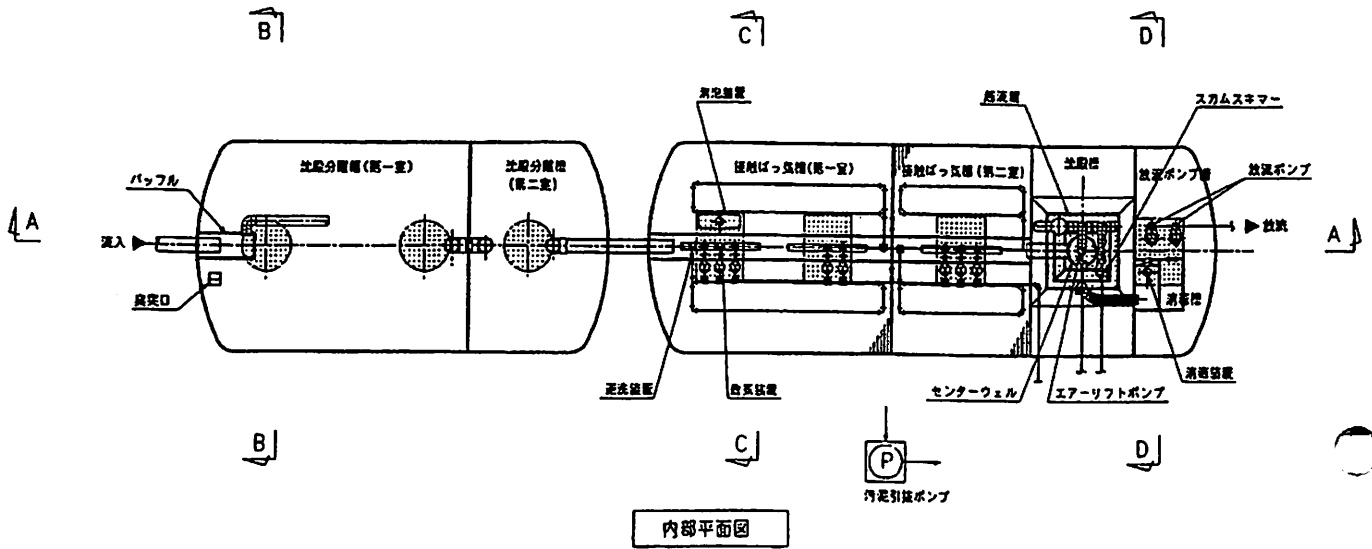
○ 添付図面等 (原則として次の図面等を添付すること。)

- ・ 事業場の配置図 (事業場の平面図に特定施設 (ちゅう房施設)・汚水処理施設・排水口の位置及び用排水経路を示したもの。) 第 1 図
- ・ 汚水処理施設の構造図・設計計算書 第 2 図
- ・ 用水及び排水の系統図 第 3 図
- ・ 事業場の位置・放流経路を示す地図 第 4 図

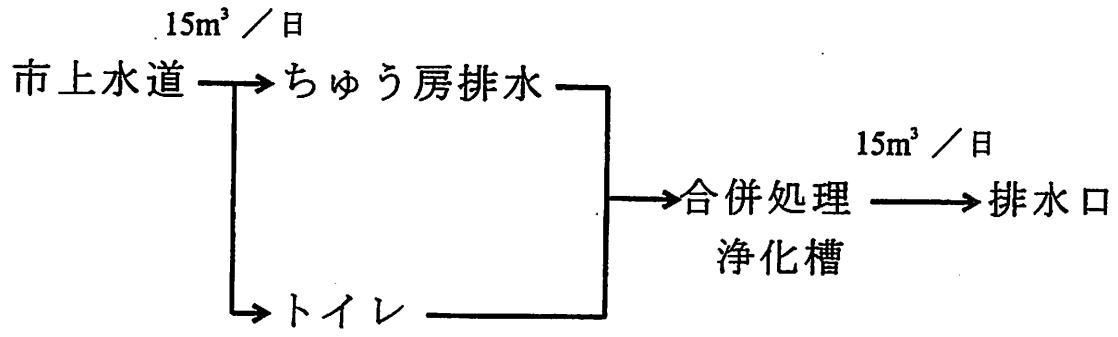
第1図 事業場の配置図



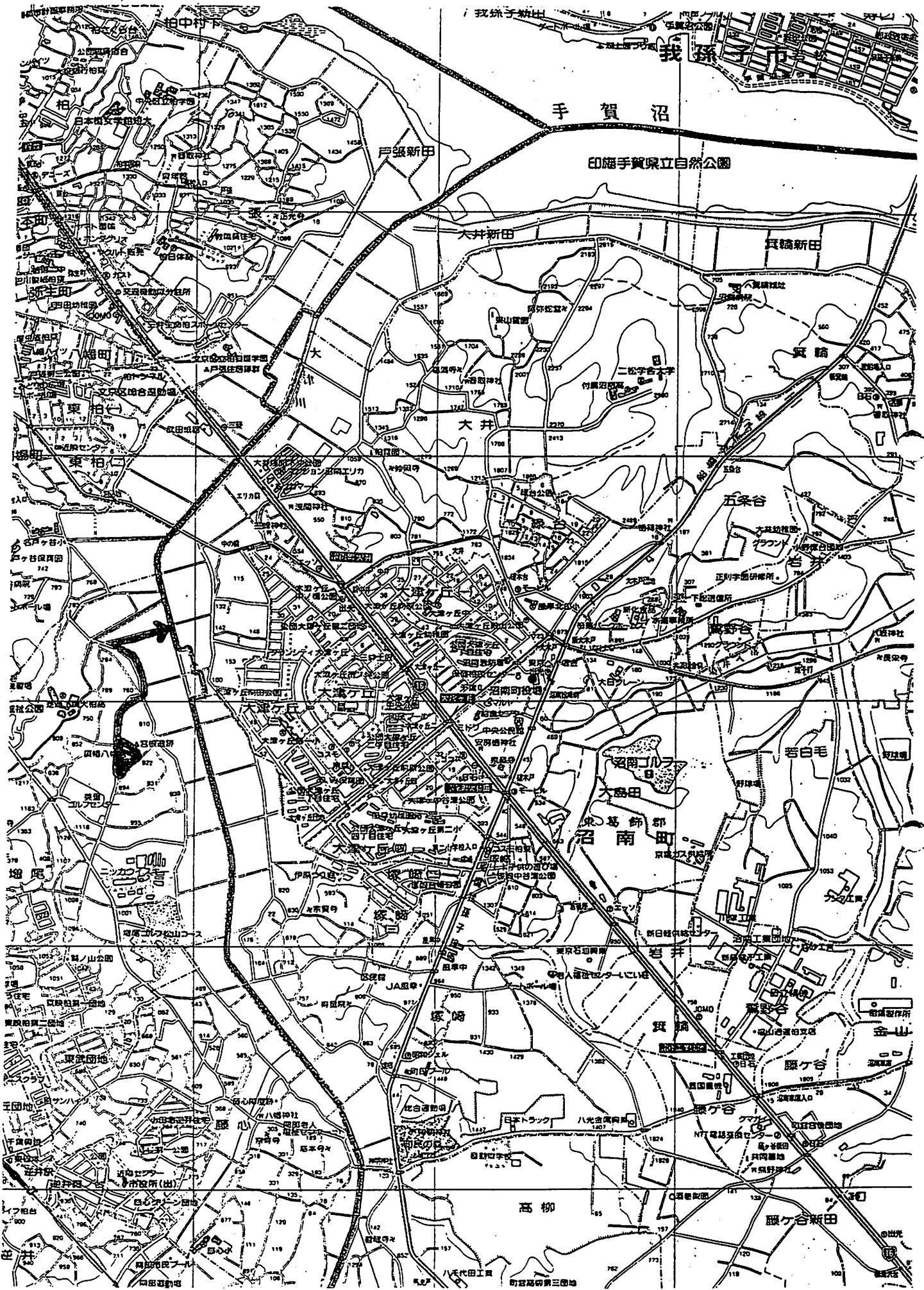
第2図 汚水処理施設の構造図



第3図 用水及び排水の系統図



第4図 事業場の位置・放流経路図



参 考 資 料

参考資料 1

印旛沼及び手賀沼の水質汚濁防止対策の経緯並びに水質の状況について

1 印旛沼及び手賀沼の水質汚濁防止対策の経緯

- 昭和45年 9月 CODについて環境基準の類型指定
- 昭和46年 6月 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準
- 昭和51年 7月 上乗せ排水基準の設定
- 昭和59年 3月 窒素・磷について環境基準の類型指定
- 昭和60年10月 窒素・磷について一律排水基準
- 昭和60年12月 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼として指定
- 昭和62年 3月 第1期湖沼水質保全計画を策定
- 平成 4年 3月 第2期湖沼水質保全計画を策定
- 平成 5年12月 窒素・磷について上乗せ排水基準の設定
- 平成 9年 3月 第3期湖沼水質保全計画を策定

2 印旛沼及び手賀沼の水質の状況

印旛沼及び手賀沼については、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼として指定を受け、湖沼水質保全計画を策定し、下水道の整備をはじめとする各種の浄化施策を推進してきたところであるが、依然として十分な水質の改善がみられない状況である。

平成9年度の両沼の水質をCOD年平均値で見ると、手賀沼は23mg/ℓ、印旛沼は11mg/ℓと横ばいで推移しており、全国湖沼の中でワースト1位、2位を占めており、環境基準の達成には、印旛沼、手賀沼ともに程遠い状況にある。

表A 印旛沼及び手賀沼の水質状況

(単位：mg/ℓ)

年 度		4	5	6	7	8	9	環 境 基 準	
印 旛 沼	COD	75%値	9.3	9.3	12	14	13	12	3
		年平均値	8.4	8.2	11	12	11	11	—
	全窒素	年平均値	2.7	2.7	2.1	2.1	1.7	1.8	0.4
	全 磷	年平均値	0.097	0.099	0.11	0.14	0.15	0.13	0.03
手 賀 沼	COD	75%値	20	22	24	29	27	26	5
		年平均値	17	18	21	25	24	23	—
	全窒素	年平均値	4.4	4.9	4.9	5.3	4.5	4.1	1
	全 磷	年平均値	0.36	0.34	0.50	0.51	0.49	0.44	0.1

備考 印旛沼は上水道取水口下、手賀沼は、手賀沼中央の値 (いずれも環境基準地点)

第3期湖沼水質保全計画について

1 計画の基本方針

印旛沼及び手賀沼の水質改善のため、「ちば新時代5か年計画」、「千葉県環境基本計画」等を基調に、その他関連計画と調整を図りながら水質保全対策を総合的かつ計画的に進める。

2 計画期間 平成8年度から平成12年度の5か年間

3 主要事業の概要

生活排水対策として下水道の整備、その他の生活排水処理施設の整備を工場・事業場排水対策として、水質汚濁防止法に基づく日排水量30立方メートル以上の特定事業場への排水規制の他、規制の対象外となる工場・事業場に対し、指導を行うとともに、小規模事業場の排水対策について指導要綱等を定め、必要に応じ汚水処理施設の改善、適正管理等の指導を行う。

表B

第3期湖沼水質保全計画における主要事業(8年度～12年度)

事業名		印 旛 沼	手 賀 沼
生活排水対策	下水道整備事業 (普及率)	158.6千人増 (72.6→82.4%)	75.2千人増 (61.5→65.3%)
	市街地排水浄化対策 モデル事業	—	6,700→4,311 m ³ /日*
	農業集落排水施設	5施設 5.1千人増	—
その他	合併処理浄化槽整備 事業	2,869 基増 20.6 →41.9千人	609基増 2.5 →7.3 千人
	家畜ふん尿処理施設	33地区	2地区
の	しゅんせつ事業	—	大堀川、大津川河口部を 中心に実施
	流動化事業	—	北千葉導水事業 (最大10 m ³ /秒)
の	河川浄化施設	・桑納川(改築) ・植生浄化施設の設置検討	5基増
	ホテイアオイ植栽・回収事業	—	27.0千m ²
対	アオコ回収事業	—	乾物 33 t
	都市排水路等浄化施設 設置事業	5基増	5基増
策	未規制小規模事業場 対策	小規模事業場排水対策指導要綱(仮称)の策定及び指導	

* 家庭雑排水により汚濁された水路の水及び降雨初期の汚濁地表水を下水道管に取り込み、下水道終末処理場で処理する事業。下水道の整備に伴い、取込水量も減少。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乘せ条例）の一部改正について

1 趣旨

水質汚濁防止法では、同法に定める排水基準によっては、水質の保全を図ることが十分でないと認められる区域について、都道府県がより厳しい排水基準（上乘せ基準）を条例（上乘せ条例）で定めることができるとされており、本県では、昭和46年12月に上乘せ条例を制定して以来、公共用水域の水質改善を図るため逐次改正を行いながら運用してきた。

今回、水質汚濁に係る環境基準の達成状況が低い印旛沼及び手賀沼の流入汚濁負荷を削減して水質汚濁防止対策を推進するため、上乘せ条例の一部改正を行った。

2 改正内容

上乘せ条例の規制対象（現行は、排水量30m³/日以上の特特定業場）に小規模な特特定業場（排水量10～30m³/日）を加え、BOD、COD、SS、窒素含有量、燐含有量等について規制の強化を図った。

なお、小規模事業場が対象であるため、既設特特定業場については暫定基準を設定した。

(1) 上乘せ基準

既存と新規別、業種又は施設別に上乘せ基準を設定した。このうち、飲食店等の上乘せ基準は表Cのとおりである。

(2) 暫定基準

既設特特定業場に対する排水基準は、経過措置期間後、平成14年3月31日までは、表Dの暫定基準が適用される。

ただし、特定施設が、し尿処理施設（500人槽以下のし尿浄化槽を除く。）及びみなし指定地域特定施設（201人槽以上500人槽以下のし尿浄化槽）のみ設置の事業場については、暫定基準は適用されない。

(3) 経過措置

既設特特定業場については、改善のための経過措置期間として、施行日から1年間は上乘せ基準又暫定基準は適用しない。

3 施行日 平成11年4月1日

表C 印旛沼・手賀沼流域の水質汚濁防止法に定める飲食店等に適用される排水基準
単位：mg/ℓ

規制項目	許 容 限 度	
	既設事業場	新設事業場
	平成11年4月1日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	平成11年4月1日以降特定事業場となったもの
BOD(生物化学的酸素要求量)及びCOD(化学的酸素要求量)	80	30
SS(浮遊物質)	90	60
窒素含有量	60	30
磷含有量	10	5
ルルハキヤ 抽出物質(油分)	30	
pH(水素イオン濃度)	5.8~8.6	
大腸菌群数	3,000個/cm ²	
フェノール類含有量	5	
銅含有量	3	
亜鉛含有量	5	
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	
フッ素含有量	15	

備考 本表のほか有害物質に係る排水基準が適用される。

表D 印旛沼・手賀沼流域の水質汚濁防止法に定める飲食店等に適用される暫定基準
単位：mg/ℓ

規制項目	適用対象	許 容 限 度
BOD(生物化学的酸素要求量)及びCOD(化学的酸素要求量)	全既設事業場(水質汚濁防止法施行令別表第1第72号に掲げる特定施設及び湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第2号に掲げるみなし指定地域特定施設を除く。)	160
SS(浮遊物質)	同上	200
窒素含有量	同上	120
磷含有量	同上	16

- 備考1 本表の規制項目以外の規制項目については、表Cの排水基準が適用される。
 2 本表の暫定基準は、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に適用される。
 3 水質汚濁防止法施行令別表第1第72号に掲げる特定施設とは、し尿処理施設(処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)をいい、湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第2号に掲げるみなし指定地域特定施設とは、処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽をいう。

パネルディスカッションと講演会

平成10年度のパネルディスカッションと講演会は平成10年11月27日プラザ菜の花に於いて、来賓として千葉県計量検定所 指導課長：岡 和雄様、指導課：江澤 昌夫様を迎え会員20社32名の参加で開催された。講演は千葉大学工学部物質工学科の平野 義博先生により「原子吸光法およびICP発光法のポイントとなる使い方」のテーマで行われた。

1. パネルディスカッション

第19回共同実験（水溶液中のカドミニウムの定量）結果について、4班にわかれてディスカッションした。全員の活発な討議により、以下に示す様に次回共同実験のための貴重な意見、要望が得られた。

1 班

(1)意見

- ・測定値を3桁にした方が、バラツキが見られて良い。
- ・フレームレスで誤差が出たのは濃度が高すぎたためと思われる。

(2)要望

- ・濃度の薄い試料およびマトリックスのある試料を期待。

2 班

(1)意見

- ・フレームレスで誤差が出たのは濃度が高すぎたためと思われる。

3 班

(1)意見

- ・フレームレスは設定条件の検討を行えばもう少し良い結果が得られたと思う。
- ・今回の濃度ではICP分析の結果は良いと思われる。
- ・ガウス方法による異常値棄却とZスコアによる評価に関して議論した。

(2)要望

- ・分析結果報告に分析条件等の報告まとめも有った方がデータ解析に有効と思われる。
- ・分析方法毎のデータ解析も有った方が良い。

4 班

(1)意見

- ・Zスコアの算出方法を勉強した。全員で表3の全てのZスコア算出を行い、有意義であった。

2. 技術講演会

実務者に直接関係する講演内容のため、質問が多かった。

今後分析方法等に関して相談出来る大学の先生と知り合いになったことは有意義で有ったとの感想が多かった。

3. 計量検定所のお話し

計量検定所の江澤様より立入検査結果の解析による所見についてのお話が有った。

具体的で、出席者には極めて参考となる内容である。

理事会報告

第125回理事会

日 時 平成11年2月5日

10:00～12:00

場 所 プラザ菜の花

出席者 名取会長、岡崎副会長、青木理事、大北理事、藤谷理事、菅谷理事

1. 報告事項

(1) 日環協・第78回理事会(鉄鋼会館：東京日本橋)(1/20)

(千環協出席者：名取会長、西川委員)

○谷会長挨拶

- ・「環境と測定技術」誌に、環境ラボビッグバンという題で記載した。国際化の流れとダイキソ、環境ホモン等技術的に方法が確立されていないものが増え、現状の計量証明制度では、対応が出来なくなってきた。ガイド25試験所認定制度が有効だ。今回、会長を退任するので新しい体制で進めてもらいたい。

○会員の移動状況について

- ・正会員(イ)が2社増え529社、(ロ)が5人増え496人になった。

○平成10年度事業進捗状況について

- ・ガイド25対応委員会

日本化学試験所認定機構(JCLA)の準備が完了し、説明会が開催される。

- ・教育企画委員会

新任者教育実施。他に技術者基礎教育テキストを3月末までに作る。来年度にこれを用いた教育を企画する。

- ・積算資料委員会

建設物価について議論あり。今後とも日環協は、かかわらない。

- ・ダイキソ等指定物質研究会

アンケート結果：ダイキソ測定できるところ70社以上、サンプルのみ200数十社(アンケートの公表について議論があった。)

○平成11、12年度役員

- ・会長：田畑日出男(新日本気象海洋(株))

- ・副会長：鶴田暁(環境テクノス(株))、西川信行(東電環境エンジニアリング(株))

(2) 首都圏環境連・第5回委員会(12/15)

(千環協出席者：野村副会長、岡崎副会長、青木理事、藤谷理事)

○実体調査分科会

- ・災害事故事例関係

事例集を各県単事務局に会員数+スぺアを送付完了。

- ・環境計量事業実態調査関係

伊藤氏が集計方法、フォーマット、インプット方法を決めその内容に従い県単別に作業を進め全体集計を行う。(神奈川を除いた分の集計は終了)

○品質管理分科会

- ・「計量証明事業における廃棄物の処理、リサイクル問題」で実態調査を行う。

(3) 計量協会

○第11回理事会・センシティタワー千葉市(国際交流課)会議室(1/20)

(千環協出席者：野村副会長、岡崎副会長)

- ・平成10年度事業の中間報告について
- ・1月～3月の事業計画について
- ・平成11年度事業計画(案)について
- ・事務局の強化、財源の確立の為の意見交換について
- ・その他：会長表彰及び日計協会会長表彰の候補者の推薦依頼について
：第一回「計量器コンサルタント資格取得講習会」の開催について

2. 委員会関係

(1) 総務委員会

○ソフトボール大会報告：参加10社12チーム、収入177,000円、支出161,244円、残金はゴルフ大会のカップ購入代金に使用する。

○新春講演会進行の件

(2) 業務委員会

○千環協案内の発行報告：12月に発送完了。

(3) 技術委員会

○WG成果発表、技術事例発表会報告：参加者31社、68名、収入668,000円、支出507,779円。(活動費、懇親会費含む)

(4) 企画委員会

○PD&講演会報告：参加者20社、32名、予算80,000円、支出88,256円。

(5) 広報委員会

○No.53発行報告：発行部数250部、送付248箇所、印刷費及び送料297,250円。

○No.54発行について

- ・新春講演会等を掲載し3月25日に発行。

(6) 事務局

○出光興産(株)中央研究所の入会申込みがあった。

- ・本日の理事会において入会を承認する。(入会日：平成11年4月より)

会 員 名 簿

会 員 名	連 絡 場 所	連絡担当者	事 業 区 分					備 考	
			濃 度			証	勘 測		
			汚	濁	域				
浅野工事(株) 環境技術研究所 代表取締役社長 田中 英雄	千葉市中央区都町 1-49-2 〒260-0001 TEL 043-234-8628 FAX 043-234-8629	阿部 竜也		○					
旭硝子(株) 千葉工場 工場長 井野口博之	市原市五井海岸 10 〒290-8566 TEL 0436-23-3150 FAX 0436-23-3187	安全環境保安室 渋谷 英世	○	○	○				
アース環境(株) 代表取締役 三澤 茂雄	松戸市紙敷新橋台 211-3 〒270-2221 TEL 047-389-6111 FAX 047-389-3366	酒井 敏雄	○	○	○				
(株) 飯塚 環境技術研究所 代表取締役 飯塚 貴之	松戸市紙敷 599 〒270-2221 TEL 047-391-1156 FAX 047-391-0110	代表取締役 飯塚 貴之	○	○	○				
イカリ消毒(株) 技術研究所 代表取締役社長 黒沢 聡樹	千葉市中央区千葉寺町 579 〒260-0844 TEL 043-264-0126 FAX 043-261-0791	環境科学センター 清水 隆行	○	○	○				
出光興産(株) 千葉製油所 取締役所長 高木 猛	市原市姉崎海岸 2-1 〒299-0107 TEL 0436-60-1705 FAX 0436-60-1902	品質管理課 岡崎 成美	○	○				副会長	
(株) 荏原製作所 薬品技術センター センター長 梶田 則夫 府中 裕	袖ヶ浦市中袖 35 〒299-0267 TEL 0438-63-8700 FAX 0438-60-1171	主任 木村 仁		○	○				
(株) オートック 研究センター 代表取締役専務・所長 古田 力久	佐倉市大作 2-4-2 〒285-0802 TEL 043-498-3912 FAX 043-498-3919	業務部次長 畑堀 尚生	○	○	○				
(株) 上総環境調査センター 代表取締役 浜田 康雄	木更津市潮見 4-16-2 〒292-0834 TEL 0438-36-5001 FAX 0438-36-5073	技術部次長 草場 裕滋	○	○	○	○	○		
川鉄テクノロジー(株) 分析・評価センター 千葉事業所 取締役所長 横山 榮一	千葉市中央区川崎町 1 〒260-0835 TEL 043-262-2313 FAX 043-266-7220	営業企画部 岡野 隆志	○	○	○	○			
(財) 川村理化学研究所 理事長 高橋 武光	佐倉市坂戸 631 〒285-0078 TEL 043-498-2111 FAX 043-498-2229 燻 2210	分析研究室 高田加奈子		○	○				
環境エンジニアリング(株) 君津支店 取締役支店長 伊佐 隆善	木更津市畑沢1-1-51 環境テクノセンター 〒292-0825 TEL 0438-36-5911 FAX 0438-36-5914	部長代理 川崎 孝則	○	○	○	○	○		

※：県外事業所登録

会 員 名	連 絡 場 所	連絡担当者	事 業 区 分					備 考
			濃 度			証	種 加 被	
			焔	積	境			
✓ (株)環境エンジニアリング 千葉支店 支店長 金子 正昭	市川市田尻 3-4-1 〒272-0014 TEL 047-370-2561 FAX 047-370-3050	支店長 金子 正昭	○	○	○	※	※	
✓ (株)環境管理センター 東関東支社 支社長 青木 鉄雄	千葉市中央区稲荷町 3-4-17 〒260-0833 TEL 043-261-1100 FAX 043-265-2412	支社長 青木 鉄雄	○	○	○	○	○	理事 (総務)
✓ (株)環境コントロールセンター 代表取締役社長 松尾 大邑	千葉市中央区宮崎町 180-4 〒260-0805 TEL 043-265-2261 FAX 043-261-0402	原田 和幸 永友 康浩	○	○	○			
✓ (株)環境測定センター 代表取締役社長 小野 博利	千葉市花見川区検見川町 3-316-25 〒262-0023 TEL 043-274-1031 FAX 043-274-1032	代表取締役社長 小野 博利	○	○				
✓ キ ッ コ ー マ ン (株) 分析センター 分析センター長 野村 罔夫	野田市野田 350 〒278-0037 TEL 0471-23-5080 FAX 0471-23-5188	飯島 公勇	○	○	○	○	○	副会長
✓ (有)君津清掃設備工業 濃度計量証明事業所 取締役社長 松尾 国昭	袖ヶ浦市横田 3954 〒299-0236 TEL 0438-75-3194 FAX 0438-75-7029	嘉数 良規		○				
✓ ク リ タ ス (株) 環境分析センター長 中川 二郎	千葉県袖ヶ浦市北袖 1 〒299-0266 TEL 0438-62-5494 FAX 0438-62-5494	上迫 寿志		○				
✓ 京 葉 ガ ス (株) 技術部長 道中 啓祐 常務取締役 半田 憲治 高橋 昇	市川市市川南 2-8-8 〒272-0033 TEL 047-325-3360 FAX 047-326-1759	永塚 孝幸 水野 寛之 H11.7.12E1		○	○			
✓ (株)ケミコ-ト 代表取締役社長 井坂 晃	浦安市北栄 4-15-10 〒279-0002 TEL 047-352-1137 FAX 047-352-2615	研究技術部 代田 和宏		○				
✓ (株)建設技術研究所 東京支社 水圏技術部 部長 山下 佳彦	柏市明原 1-2-6 〒277-0843 TEL 0471-44-3106 FAX 0471-44-3107	部長 山下 佳彦		○	○	※		
✓ 公害計器サービス(株) 代表取締役社長 佐藤 政雄	市原市出津 7-8 〒290-0042 TEL 0436-21-4871 FAX 0436-22-1617	専務取締役 佐藤 政敏	○	○				
✓ (株)三造試験センター 東部事業所 取締役所長 久米 範佳	市原市八幡海岸通 1 〒290-0067 TEL 0436-43-8931 FAX 0436-41-1256	試験検査部長 脇坂 勇	○	○	○			

※：県外事業所登録

会 員 名	連 絡 場 所	連絡担当者	事 業 区 分					備 考
			濃 度			証	種 別	
			燐	硝	窒			
(株) サン分析センター 取締役 千葉分析部長 辰己鉄次郎	市原市千種海岸 3 〒299-0108 TEL 0436-62-9490 FAX 0436-62-8294	千葉分析部 石井 憲一	○	○	○			
(株) C T Iサイエンスシステム 開発事業部 代表取締役社長 斉藤 秀晴	柏市明原 1-2-6 ヤマニビル 〒277-0843 TEL 0471-47-4830 FAX 0471-47-4891	水質試験センター 愛甲 利男 濱田 隆治		○	○			
(株) ジオソフト 代表取締役社長 鈴木 民夫	千葉市美浜区磯辺 1-16-1 ¹⁻²⁻¹¹ 〒261-0012 TEL 043-270-1261 FAX 043-270-1815	代表取締役社長 鈴木 民夫				○		
習和産業(株) 代表取締役 吉川 智夫	習志野市東習志野 7-1-1 〒275-0001 TEL 0474-77-5098 FAX 0474-93-0982	環境管理センター 課長 津上 昌平	○	○	○	○	○	
昭和電工(株) 千葉事業所 所長 中谷 道彦	市原市八幡海岸通 3 〒290-0067 TEL 0436-41-5111 FAX 0436-41-3972	品質保証課 課長 井川 洋志	○	○	○			
(財)新東京国際空港振興協会 理事長 松井 和治	成田市東三里塚字中之台 118 〒286-0112 TEL 0476-32-7625 FAX 0476-32-6726	調査事業課 課長 篠原 直明				○	○	
(株)新日化環境エンジニアリング 君津事業所 所長 藤岡 正博 ^{梶原 良史}	木更津市新港 15-1 〒292-0836 TEL 0438-36-6040 FAX 0438-36-2901	分析第二部長 大北 哲	○	○	○	※	※	理事 (企画)
(株) 杉田製線 市川工場 代表取締役 杉田 光治	市川市二俣新町 17 〒272-0002 TEL 047-327-4517 FAX 047-328-6260	分析センター長 佐々木昭平		○	○			
(株) 住化分析センター 千葉事業所 取締役所長 加藤 元彦	補正浦市北神 ⁹⁻¹ 市原市姉崎海岸 131 ⁰⁴³⁸⁻⁶⁴⁻²²⁸¹ 〒299-0107 TEL 0436-61-9030 ⁰²⁶⁶ FAX 0436-61-2122 ⁰⁴³⁸⁻⁶²⁻⁵⁰⁸⁹	千葉営業部 伊藤 浩征 大悟法弘充	○	○	○			理事 (技術)
住友大阪セメント(株) セメントコンクリート研究所 環境技術センター 所長 五十畑達夫	船橋市豊富町 585 〒274-0053 TEL 0474-57-0751 FAX 0474-57-7871	所長 五十畑達夫		○	○	○		
住友金属鉱山(株) 中央研究所 所長 岡島 靖弘 ^{大塚 豊和}	市川市中国分 3-18-5 〒272-0835 TEL 047-371-3082 FAX 047-371-3085	庄司 一雄		○	○			
セイコーアイ・テクノリサーチ(株) 代表取締役社長 名取 昭平	松戸市高塚新田 563 〒270-2222 TEL 047-391-2298 FAX 047-392-3238	取締役部長 安田 和久	○	○	○			会長

梶原 良史
〒141-0031
品川区西五反田
7-21-11
(株) 2100ビル1F
03-5759-2766
03-5759-2792

※：県外事業所登録

住化 神野 程 0438-63-6920
299-0266 0438-63-6921
補正浦市北神 2-1

会 員 名	連 絡 場 所	連絡担当者	事 業 区 分					備 考
			濃 度			証	特 許	
			焼	煩	埃			
(株) 総合環境分析研究所 代表取締役 高野 俊之	松戸市樋野口 616 〒271-0067 TEL 047-363-4985 FAX 047-363-4985	代表取締役 高野 俊之	○	○	○			
✓ (株) ダイワ 千葉支店 取締役支店長 菅谷 光夫	東金市家徳 238-3 〒283-0062 TEL 0475-58-5221 FAX 0475-58-5415	支店長 菅谷 光夫	○	○	○	※	※	理事 (広 報)
✓ 妙 中 鉱 業 (株) 総合分析センター 代表取締役社長 妙中 寛治	茂原市大芝 452 〒297-0033 TEL 0475-24-0140 FAX 0475-23-6405	室 長 金井 弘和	○	○	○			
✓ (有) チ ッ ソ ケ ミ テ ッ ク 代表取締役 奥藤 隆三	市原市五井海岸通 5-1 〒290-0058 TEL 0436-23-7120 FAX 0436-23-7140	ありかわ 野 明 周 夫		○	○			
✓ (財) 千葉県環境技術センター 理 事 長 井上 富夫	市原市五井南海岸 3 〒290-0045 TEL 0436-23-2618 FAX 0436-23-2618	業務部 石山 博哉		○	○			
✓ (社) 千葉県浄化槽協会 理 事 長 半田 幸三 石川 長隆 111.6.18	千葉市中央区中央港 1-11-1 〒260-0024 TEL 043-246-2355 FAX 043-248-6524	水質検査室長 鈴木 幸治		○				
✓ 中 外 テ ク ノ ス (株) 環境技術センター 所 長 伊藤 道生	千葉市緑区大野台 2-2-16 〒267-0056 TEL 043-295-1101 FAX 043-295-1110	営業課 鈴木 信久	○	○	○	○	○	理 事 (業 務)
✓ 月 島 機 械 (株) 代表取締役社長 黒板 行二	市川市塩浜 1-12 〒272-0127 TEL 047-359-1653 FAX 047-359-1663	試験課 須山 英敏	○	○	○			
✓ 東 エ ン (株) 代表取締役社長 渡辺 孝雄	東京都文京区湯島 3-1-3MHE 〒113-0034 TEL 03-3834-7460 FAX 03-3834-7112	環境技術課長 鈴木 倫二	○	○		※	※	
✓ (株) 東京化学分析センター 代表取締役社長 森本 長正	市原市玉前西 2-1-52 〒290-0044 TEL 0436-21-1441 FAX 0436-21-5999	技術営業部長 川岸 決男	○	○	○			監 事
✓ 東 京 公 害 防 止 (株) 代表取締役社長 小野 次男	東京都千代田区神田和泉町 1-8-12 〒101-0024 TEL 03-3851-1923 FAX 03-3851-1928	代表取締役社長 小野 次男	○	○	○			
✓ 東電環境エンジニアリング(株) 環境技術センター 取締役所長 西川 信行	千葉市緑区大野台 2-3-6 〒267-0056 TEL 043-295-8410 FAX 043-295-8407	管理部長 座間 芳文	○	○	○	○	○	

※：県外事業所登録

会 員 名	連 絡 場 所	連絡担当者	事 業 区 分					備 考
			濃 度			証	監	
			大	中	小			
東 洋 テ ク ノ (株) 環境分析センター 代表取締役社長 久保田 隆	山武郡松尾町田越 328-1 〒 289-1516 TEL 0479-86-6636 FAX 0479-86-6624	代表取締役社長 久保田 隆	○	○	○			
(株) 永 山 環 境 科 学 研 究 所 代表取締役社長 永 山 瑞 男	鎌ヶ谷市南初富 1-8-36 〒 273-0123 TEL 0474-45-7277 FAX 0474-45-7280	松岸 政英 時田 秀和 矢野 茂	○	○	○	○	○	
(株) 西 日 本 環 境 技 術 セ ン タ ー 東京事業所 代表取締役 今 井 貞 美	市川市中国分 3-18-5 〒 272-0835 TEL 047-372-1110 FAX 047-371-3085	三谷 広美	○	○				H10 第 入会
ニ ッ カ ウ キ ス キ ー (株) 生産技術研究所 分析センター 取締役所長 柴田 義 朋 111.3.15 111.5.24 111.5.24 柴田 義 朋	柏市増尾字松山 967 〒 277-0033 TEL 0471-72-5472 FAX 0471-75-0290	安村 弘人	○	○				H10 第 入会
日 建 環 境 テ ク ノ ス (株) 代表取締役 山 田 勝 芳	船橋市山手 1-1-1 〒 273-0045 TEL 0474-35-5061 FAX 0474-35-5062	釜本 信弘	○					監 事
日 廣 産 業 (株) 環境技術センター 代表取締役社長 田 中 譽 典	千葉市中央区川崎町 1 川崎製鉄(株)千葉製鉄所内 〒 260-0835 TEL 043-266-8055 FAX 043-262-4340	大野 節夫	○					
日 本 軽 金 属 (株) 船橋分析センター センター長 坂 卷 博	船橋市習志野 4-12-2 〒 274-0071 TEL 0474-77-7646 FAX 0474-78-2437	坂 卷 博	○	○	○			
(社) 日 本 工 業 用 水 協 会 水質分析センター 所 長 岩 崎 岩 次	市川市南八幡 2-23-1 〒 272-0023 TEL 047-378-4560 FAX 047-378-4573	副所長 川島 範男	○	○				
日 本 廃 水 技 研 (株) 千葉支店 代表取締役社長 荒 西 寿 美 男	市川市相之川 2-1-21 〒 272-0143 TEL 047-358-6016 FAX 047-357-6936	斎 藤 充	○	○				
(財) 日 本 分 析 セ ン タ ー 会 長 不 破 敬 一 郎	千葉市稲毛区山王町 295-3 〒 263-0002 TEL 043-424-8662 FAX 043-424-8660	分析業務課 虻川 成司	○	○	○			
東 関 東 道 路 エ ン ジ ニ ア (株) 代表取締役 宮 本 潔	東京都荒川区東日暮里5-7-18 コスモパークビル 2F 〒 116-0014 TEL 03-3805-7920 FAX 03-3805-7902	調査設計第一部 高橋 廣臣	○			○	○	
日 立 プ ラ ン ト 建 設 サ ー ビ ス (株) 環境技術センタ センタ長 岩 井 雅	松戸市上本郷 537 〒 271-0064 TEL 047-365-3840 FAX 047-367-6921	環境技術 センタ長 岩井 雅	○	○				

※：県外事業所登録

会 員 名	連 絡 場 所	連絡担当者	事業区分				備 考
			濃 度			証	
			燐	硝	窒		
✓ 房 総 フ ァ イ ン (株) 代表取締役社長 久野 一裕	茂原市東郷 1900-1 三井東圧化学(株)内 〒 297-0017 TEL 0475-22-2097 FAX 0475-22-4565	環境事業部 富田 陽美	○	○	○		
✓ (有) ユ ー ベ ッ ク 代表取締役社長 飯塚 嘉久	木更津市久津間 613 〒 292-0004 TEL 0438-41-7878 FAX 0438-41-7878	代表取締役社長 飯塚 嘉久	○	○	○		
✓ ヨ シ ザ ワ L A (株) 環境分析センター 代表取締役社長 村山 革	柏市新十余二 17-1 〒 277-0804 TEL 0471-31-4122 FAX 0471-31-0506	小川原正夫		○	○		

✓ 基礎地盤

✓ 土質調査
 中野研

— 編集後記 —

千環協ニュース第54号をお届けします。

環境庁中央環境審議会より本年2月に水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加についての第一次答申がありました。要監視項目から環境基準健康項目へ移行した項目は「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、「フッ素」、「ほう素」の3項目です。

千葉県では、環境保全条令の一部改正に伴い東京湾流域、印旛沼、手賀沼流域の特定事業場に対する「窒素」・「磷」の排水基準が設定されました。

また、水道水質に関する基準の見直しの中で監視項目が26項目から32項目へ、ゴルフ場使用農薬にかかる水質目標項目が22項目から26項目へ追加されました。

この様な背景の中、会員相互の分析技術のレベルアップ、情報の収集等、充実した協会活動として行きたいと思っておりますので、関係各位のご支援を宜しくお願い致します。

広報委員	清水 隆 行	イカリ消毒(株)
	富 田 陽 美	房総ファイン(株)
	水 野 寛 之	京葉ガス(株)
	愛 甲 利 男	(株)CTIサイエンスシステム
	小川原 正 夫	ヨシザワL A(株)
	吉 野 昭 仁	習和産業(株)
	菅 谷 光 夫	(株)ダイワ

千環協ニュース第54号

平成11年3月25日

発行 千葉県環境計量協会

〒260-0833 千葉市中央区稲荷町3-4-17番地

(株)環境管理センター内

TEL (043) 261-1100

印刷 東金印刷株式会社

〒283-0802 東金市東金405

TEL (0475) 52-2859